

石川委員長 それでは、定刻になりましたので、これより第15回「障害者政策委員会」を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。本日の会議は、16時55分、4時55分までを予定しております。

では、事務局から委員の出欠状況について御報告をお願いいたします。

加藤参事官 本日は、伊藤委員、大原委員、高橋委員、竹下委員、田中委員、山崎委員が御欠席との連絡を受けております。代理出席の委員はおられません。また、清原委員は所用のため1時間ほど遅れるとの御連絡をいただいております。今、清原先生がお見えでございます。あと野澤委員が若干遅れておられるようでございます。

以上でございます。

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

毎回のお願いで恐縮ですが、各委員から発言を求めるときは、まず挙手をいただき、委員長からの指名を受けてから発言をお願いいたします。できれば最初に結論を述べ、その後理由あるいは説明をしていただくと理解しやすいかと思っております。

また、御発言の際は、まずお名前を名乗っていただき、可能な限りゆっくりわかりやすく御発言いただければ幸いです。できるだけマイクに近寄ってお話してください。発言後は必ずマイクのスイッチをオフにしてください。

以上、御協力をお願いいたします。

本日は、前回に引き続きまして、障害者差別解消法に基づく基本方針の検討として、事業者等からヒアリングを行います。

最初に、まだ就任の御挨拶をいただいておりますでした辻井委員から御挨拶と、それから、差別解消法の基本方針についての御意見をいただければと思います。

辻井委員、よろしく申し上げます。

辻井委員 中京大学の辻井です。

発達障害の関連で、日本発達障害ネットワークからということも含めて参加しております。差別解消法ということで一番思い描くことは、発達障害にもう20年ぐらいかかわってきているのですが、そこで今問題になってきているのは、当時、子供や青年だった人たちが成人から中年に向けて、親亡き後、どこで誰とどんなふう生きていくのかということが非常に我が国の制度設計としてはうまくいってなくて、結局生きていくことができるという非常に基本的な部分に関しても、例えばグループホームなどに関してそれをつくっていきこうというようなことになると、地域での反対などが起きてしまうという。まず、生きていくということについての基本的な部分に関して、まだまだやっていくべきことがあるのだなということを経験意識としては持っています。

発達障害は本当に胎生期から始まる脳の非定型の発達、脳の神経ネットワークがほかの多くの人たちと違う形で発達することで起こってくるもので、多くの人たちが自然にでき

ることが自然にはできない。うまくいくやり方を学ばないとうまくいかない。にもかかわらず見た目ではわからないので、それが教える必要はないという認識をされて、結果的に不適切な対応がされることで二次的に状態を崩してしまうということが起きています。そうすると、そういう丁寧に教えていくことが必要な方たちがいるという子育て支援や教育の基本的な枠組みというのをつくっていかない限り、結果的には合理的配慮を欠き差別が生じてしまうということになります。現在、我が国において子育て支援でもペアレントプログラムという形で、子育てのしにくい子たちに子育てをしやすく支援を提供していったりというような取り組みも行われてはきています。

もう一個は、教育において学校教育法の現状の体制の特別支援教育というのは、特別支援学校での取り組みを主としたままの体制になっています。教員の免許も特別支援学校の免許であったりとかして、十分な合理的配慮ができる教育を提供する枠組みというのがまだ整理されていないという部分もあります。

最後、3点目で、障害当事者の主張することというのが最大限尊重すべきなのですが、一方で発達障害の方たちの中では、障害がある自分が言うことは全て支援者が聞くべきだというようなクレマー化してしまうような事案というのも実際にはあって、でも、一方では、困っているのに助けを求められない、自分が困っていることに気がつかないというような方たちもいて、そうした意味では、発達障害の人たちにおいては、結果的に差別というものが生じやすい土台というのが複数の方向性であるなということを感じております。具体的な仕組みをどうそこでつくっていくのかという意味では、幾つか課題を抱えているような状態ではないかなと思っております。

以上です。

石川委員長 辻井委員、ありがとうございました。

それでは、本日の会議の資料と会議の流れについて事務局より御説明をいただきます。

加藤参事官 担当参事官の加藤でございます。

本日の会議資料と流れについて御説明いたします。

本日の会議は11の団体にお越しいただき、ヒアリングと質疑を行います。

資料としましては、ヒアリング団体から御提出いただいた資料がございます。資料1「基本方針関する事業者等からの意見一覧」というものでございます。

なお、資料とは別に、松森委員から提出された意見を別途配付しております。

次に、具体的な進行についてですが、全体を3つのパートに分けて、パートの間に10分間の休憩を2回挟んで進めてまいります。

まず、第1パートとしまして、14時35分まで全国理容生活衛生同業組合連合会、全国飲食業生活衛生同業組合連合会、日本フランチャイズチェーン協会、日本商工会議所の皆様からのヒアリングを続けて行いまして、その後に質疑を行います。

その後に10分の休憩を挟みまして、第2パートとして、14時45分～15時40分まで、定期航空協会、全国地域航空システム推進協議会、日本旅行業協会、全国旅行業協会の皆様か

らのヒアリングを続けて行いまして、その後に質疑を行います。その後、20分の休憩を挟みまして、第3パートとして、15時50分～16時45分まで、全国宅地建物取引業協会連合会、警察庁、法務省の皆様からヒアリングを続けて行い、その後に質疑を行う、そういう流れを予定しております。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、パート1、事業者の皆さんからのヒアリングを実施したいと思います。御出席、御参加いただきました皆様を事務局より御紹介いただきたいと思います。

加藤参事官 では、このパートでは、全国理容生活衛生同業組合連合会事務局長の本田様。

東京都飲食業生活衛生同業組合連合会常務理事の宇都野様。

日本フランチャイズチェーン協会常務理事の伊藤様。

日本商工会議所産業政策第2部副部長の福田様にお越しいただいております。

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、まず各団体から10分程度ほど御意見を述べていただき、その後、残りの時間を使ってまとめて質疑を行うという形で進めていきたいと思っております。議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、最初に、全国理容生活衛生同業組合連合会の本田様、よろしくお願いいたします。

本田氏 全国理容連合会の事務局の本田と申します。きょうはよろしくお願いいたします。

まず、私どもの団体、全国理容生活衛生同業組合連合会は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に係る法律」に基づいて設立されております。全国47都道府県に組合があり、東京に私ども連合会があります。組合員数は現在約6万名がおります。

それでは、理容業界におきまして、従業者、利用者ともに差別が生じないよう取り組んでいる事項がございますので、御紹介をさせていただきます。

まず、従業者に関してですが、理容業に従事するためには厚生労働大臣が指定する2年制の養成施設を修了し、国家試験に合格して理容師資格を取得すれば誰もが従事することができます。実際に聴覚障害者の方々も理容師として働いておられます。

これは最近の新聞記事ですが、大分県立聾学校の理容科で理容師を目指す若者が紹介されております。

営業におきましては、手話や筆談を介してお客様とコミュニケーションを図りながら、地域のコミュニティーとして貢献しております。また、私ども全国理容連合会で毎年開催しております、ヘアスタイル創作技術を競う全国理容競技大会に出場し、活躍する意欲的な方もおられます。

ただし、法律で免許を与えない要件として、「心身の障害により理容師の業務を適正に

行うことができないものとして、厚生労働省令で定めるもの」と定められておりますので、それに該当する方は従事することができません。

次に、理容店を御利用いただくお客様に対してでございますけれども、業界といたしましては、現在、人に優しい店づくりを目指し、高齢者や体の不自由な方にも安心して来店していただけるバリアフリーサロン化を推進しております。まだ少数ではありますが、例えば駐車場から入り口、施術スペースまで車椅子で入店できる段差のない店づくり、車椅子で回転可能なトイレも備えております。しかしながら、これには小規模事業者がほとんどを占める理容業では負担が大きいため、国の助成や低金利の融資が受けられるようお願いをしているところでございます。

また、御来店ができない寝たきりの方、施設入居者の方に対しては、現地に赴いて理容サービスを提供する出張理容を行っております。在宅や施設における出張理容を行う際には、衛生設備、施術環境が整った店舗での施術とは異なりますので、安全面、衛生管理面に特段の徹底が図られなければなりませんので、私ども全国理容連合会では、組合員を対象に、訪問福祉理容講習会を開催して対応しております。これがそのテキストですが、衛生措置から車椅子での施術、寝たままでのシャンプー法、施術上の注意点など、出張理容を行う上で必要な知識と技能を学ぶ内容となっております。この取り組みは平成22年から始まり、これまで1万3,500人が修了しております。

また、これと並行いたしまして、一般社団法人シルバーサービス振興会と全国理容連合会が共同して、出張理容サービスや理容店舗において、高齢者や障害者への適切なサービス提供に必要な、より高度な知識、技能を習得するためのケア理容師制度を立ち上げております。

この制度は、先ほどの訪問福祉理容講習をより深く理解するために実施するもので、これまでに4,400人が認定を受けております。こちらがそのテキストになります。

なお、出張理容につきましては、調髪料金、出張交通費などの一部に公的助成が全国425市町村で制度化され、行政と一体となって出張理容制度が安心して持続できるよう努力しているところでございます。

なお、出張理容につきましては、平成25年12月25日付、厚生労働省老健局高齢者支援課長並びに振興課長及び健康局生活衛生課長通知で衛生管理の徹底を図るとともに、実施主体について、都道府県等の検査を受けた上で使用されるなど、枠組みのある理容所または美容所の開設者及び所属する理容師または美容師がふさわしいと示されており、その遵守について周知徹底が図られるよう働きかけているところでございます。

御承知のように、理容業は営利な刃物、化学的な薬剤や化粧品を使用するため、衛生かつ安全・安心なサービス提供が求められます。施術に支障を来すと判断される場合には、保護者や同伴者の介助、補助等をしていただきながら、適切な理容サービスを行えるよう配慮しておりますが、不当な差別的取り扱いとなる行為の具体例の提供や、判断に迷う際に相談できる窓口の設置など、体制の整備をお願いしたいと思います。

以上が理容業界における現状でございます。

石川委員長 本田様、ありがとうございました。

それでは、次に、全国飲食業生活衛生同業組合連合会の宇都野様、よろしく願いいたします。

宇都野氏 私、東京都飲食業生活衛生同業組合の宇都野と申します。何とぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、当団体の概要を御説明させていただきます。

私ども飲食業生活衛生同業組合は、組合員数は全国で約8万軒、40都道府県で組織されております。私ども東京都では、単独で約1万軒の店舗が加入しております。当組合の店舗のほとんどは、10坪～20坪ぐらいの小規模店舗で、オーナー、従業員を含めまして2～3名から多くても4～5名ぐらいで営業している店舗が大多数を占めております。

今回のヒアリングに際して、先般、当組合、東京の組合になりますけれども、12人に障害者の方々の来店状況をいろいろとお聞きしたところ、そのほとんどの来店される方々は、車椅子の御利用の方がほとんどということでした。また、この12店舗の中で、完全にバリアフリーとなっている店舗が2店舗です。バリアフリーにはなっていないが、店舗側がオーナー、従業員を含めまして障害者の方々にお手伝いをして入店できる店舗が7店舗ございました。あと、残り3店舗が施設上の理由でお断りをしているということになっております。この3店舗は、もう物理的に狭小店舗で、もうカウンターのみで、車椅子も入れないという状況になっております。ほかには、2階でエレベーターもなく、階段しかないということで、またお店も少ないということでスタッフもいっしょらないので対応が困難ということで、入店が困難ということになっております。

それと、この2店舗の完全バリアフリー化したお店も、もう老朽化に伴いお店をきれいに直さなければいけないとか、全部建てかえなければいけないということで、この際だということでバリアフリー化の推進を組合でもしてもらいました。それでもお店は50坪以上という、うちの組合にしては大店舗の大型店舗の方々が御協力いただいてバリアフリー化をしております。

そのほかの店舗では、もう本当に10坪、20坪ですので、改めて改装を行って、改装費やあと客席、どうしても車椅子を御利用になられる方がいらっしゃいますと客席減で売り上げが上がらなくなってしまいますので、大変申しわけございませんが、現状を維持しながらお客様に御理解をいただきながら入店をしていただいているとなっております。

今現在問題になっているのは、完全バリアフリーの店舗の場合は、障害者の方々がお見えいただいてもスムーズに入店してお食事を楽しんでいただいているのですけれども、そのほかの店舗においては、オーナーがそれぞれ工夫を凝らしながらさまざまな対応をさせていただいている次第です。

それでは、これから各店舗でのさまざまな対応をどのようにしているかということを紹介させていただきたいと思っております。

初めのお店は、2階建てで営業しておりまして、車椅子のお客様が来店した場合には、どうしても2階より1階のほうにお客さんが集中しますので、その場合は1階にいらっしゃるお客様の御理解をいただいて、2階のほうにお席をお移りいただいて、車椅子で来店された方に1階の席を御用意して御利用いただいているということです。

もう一店舗は、お店自体は車椅子等で対応できるのですが、トイレに関してはどうしても付き添いが必要になってきますので、お一人ではちょっとお入りできないので、できたら御同伴者の方が一緒に来ていただいて、トイレ等はお手伝いしていただければ受け入れているということでございます。

あともう一店舗は、親御さんが車椅子生活のため、障害者の方々への理解等が高く、積極的に対応させていただいているということです。この方のお店は完全バリアフリーとはなっておりませんが、従業員、オーナーともお手をしながら御利用いただいているということでございます。

あと、そのほかに2店舗でたまにですが、介助犬を連れて御来店されているお店もございます。その場合は、やはりお一人様でいらっしゃるとなると、お店のほうもなかなかメニューを読み上げたりとかすごく困難だということで、また点字のメニュー等もなかなかつくれない状況でございますので、御家族の方、そのほかの同伴者の方々などと一緒に御来店いただいて、同伴者の方がメニューを読み上げていただいて御注文していただいているというふうにしております。

このように、うちの組合は非常に小規模店舗が多うございますので、障害者の方、同伴者の方、あとお店のオーナー、従業員の方と協力させていただいてよりよいお食事をしていただくと承っております。

次に、当団体の障害者の方々に対する取り組みを御紹介させていただきます。

身体障害者補助犬法施行に伴いまして、全国生活衛生指導センターと組合の、隣の理容さんもそうですけれども、生活衛生同業組合で組織されている団体でございます。その指導センターを中心に、補助犬同伴受け入れマニュアルとステッカーを作成いたしまして、これがマニュアルになっております。あとステッカーがこういうものがございます。こういうものを各当組合の組合員のほうにお配りさせていただきまして、積極的に受け入れる啓蒙活動を行っております。

また、東京都の単独としては、全国の指導センターのほかに、東京都営業指導センターというところがございます。ここでは約9年ぐらい前から、各区の社会福祉協議会とともに地域生活支援事業というものをしております。これは3年ごとに各区を決めまして、最初世田谷からスタートしまして、世田谷、神田、墨田区、今年度から西東京市ということで、3年周期で各区、地方自治さんと協力しているのと対応させていただきます。

その内容は、補助犬同伴受け入れや、車椅子の利用、視覚障害者の方々への対応として、疑似体験を通して営業に活かせる気配りと工夫のポイントという講習会を行ったり、そのほかに地域の高齢者福祉にも力を入れさせていただいております。

しかしながら、地道にこのように啓蒙活動させていただいてはおりますが、当組合でも役員のお店というのは、比較のお店も広うございまして、積極的に対応させていただいているのですけれども、そのほかの約1万軒いる中のほとんどの組合員は先ほども申しましたように、小規模店舗が非常に多く、対応難しい店舗が多く見受けられる状況となっております。

当団体といたしましても、現段階では障害者の方々への来店に対する対応の周知はまだまだ十分ではなく、組合員、個々の認識もまだ低いと思われております。

今後、当団体といたしましても、このたびの障害者差別解消法施行に伴い、さらに地域と密着して積極的に啓蒙活動を行い、より一層の周知活動を通して、組合員、個々の認識のレベルアップを図りながら、各オーナーの方々の理解を得ながら、障害者の方々にも気楽に気持ちよく利用できる環境づくりを推進していきたいと思っております。

御静聴ありがとうございました。

石川委員長 宇都野様、具体的なお話、ありがとうございました。

それでは、日本フランチャイズチェーン協会の伊藤様、よろしく申し上げます。

伊藤氏 日本フランチャイズチェーン協会専務理事の伊藤と申します。どうぞ宜しくお願い致します。

まず、日本フランチャイズチェーン協会の概要についてお話をさせていただきます。

私たちの協会は、フランチャイズシステムの健全な発展を目的に、42年前に当時の通商産業大臣の認可のもとに成立された法人でございます。

簡単に申し上げますと、現在、国内に約5万店を超えて展開しておりますコンビニエンスストアやファーストフード等の外食といったチェーン本部の集まった団体でございます。

当協会に加盟しておりますチェーン数は268チェーンですが、店舗数は11万5千店、売上高は13兆円の規模でございます。

特に今日この席で申し上げますことは、5万店を超えておりますコンビニエンスストアを中心にお話をさせていただきたいと思っております。

私たちフランチャイズチェーン協会に加盟しておりますコンビニエンスストア、11社でございますが、もう10年以上前から社会貢献活動について協会を挙げて取り組んでございますが、この内容についてご説明させていただきます。

活動の名称は「コンビニエンスストアセーフティステーション活動」と呼称しております。大きく3つの目的をもって取り組んでいます。

一つは、安全・安心なまちづくりに協力していこうということでございます。そして、もう一つが、青少年環境への健全な取り組みに協力していこうということでございます。

3点目は、地域との交流を積極的に進めていこうということでございます。

まず、最初に申し上げた安全・安心なまちづくりに協力していこうということにつきましては、端的に申し上げますと、町の駆け込み寺になっていこうと、町の交番がわりになっていこうという運動でございます。これは、女性や子供あるいは高齢者の方、あるいはハ

ンディをお持ちの方たちがお困りになったときには、是非コンビニエンスストアに駆け込んでくださという運動を推進してございます。昨年度1年間に駆け込んでこられた方は2万5千件にもものぼります。これは全国で毎日70件近い駆け込みの対応をしていることとなります。

そして、ハンディのある方に対する取り組みにつきましては、まずはバリアフリー化に取り組んでまいりました。特に郊外のお店につきましては、比較的自由にお店をつくることができますので、駐車場や入り口、また、トイレや通路幅などに配慮したお店づくりを推進しております。

しかし、こういうハード面での設備につきましては、特に都心部の既存物件につきましては思うようにならないことが多々ございますので、私たちが一番力を入れて取り組んでおりますのは先ほどから申し上げていますソフト面でございます。

従業員の方は、お困りになっているお客様がいれば、手助けをしてあげる、あるいは一緒にお買い物を手伝ってあげる、あるいはお話を聞いてあげるということをしてございます。例えば少し話は違いますが、昨今高齢者の方で振り込め詐欺被害に遭っておられる方も大変多くおられますが、実はコンビニエンスストアのATMを使って振り込ませようとする手口も横行していますので、私たちのお店では常日頃から被害防止のために目配りをしてお声がけを心掛けるように務めておりまして、その結果年間約1,000件もの被害防止が出来ております。

また、ハンディをお持ちのお客様に対しては可能な限り店員の方が一緒に付き添ってあげて、お買物をサポートしております。このように私たちはセーフティステーション活動を通じて、一店一店のお店が一人一人の従業員が社会に貢献していこうということで取り組んでございます。こういうことにつきまして、今後も重点的に取り組んでいきたいと考えてございます。

従って、ハンディをお持ちの方の不便を解消するという指針づくりにつきましては、私たち協会も賛成でございます。ただ、私たちはフランチャイズ方式で運営しておりますので、オーナーの皆様の賛同を得ないと動くことは出来ません。ですからこれからの基準づくりの段階で私たちにも参画させてい頂いて、一緒になって作りあげていければと存じます。以上でございます。

石川委員長 伊藤様、積極的な御意見、ありがとうございました。

それでは、日本商工会議所の福田様、よろしく申し上げます。

福田氏 日本商工会議所の福田と申します。

本日はこのような機会をいただきまして、まことにありがとうございます。商工会議所は、中小企業あるいは小規模事業者の声を集約いたしまして発言することを1つの役割としておりますので、個別の業界におきます事例につきましては、各業界の皆様方に十分ヒアリングをしていただくことをお願い申し上げたいと存じます。

本日、私どもからは、中小企業あるいは小規模事業者全体の立場からの基本的な考え方

あるいは要望ということで発言させていただきます。

お手元の資料 1 の 7 ページ以降にございますが、そこに基づきまして発言をさせていただきます。

項目 1 - 1 でございますが、行政機関等事業者などが商品の販売あるいはサービスの提供などを行う際に、正当な理由がないにもかかわらず、障害者をその対象から排除すること、あるいは障害者の方に不利な条件を付すこと、障害のない方を優先することなどの行為は差別的な取り扱いに該当すると考えております。

また、1 - 2 につきまして、不当な差別的な扱いは差別に該当すると考えますが、障害のない者と異なる取り扱いをいかなる場合においても不当な差別的な扱いとすることは適切ではないと考えております。例えば合理的な配慮を提供することによりまして、障害のない方と異なる取り扱いを行うこと、あるいは合理的な配慮を提供するためなど、必要な範囲でプライバシーに配慮しながら、障害者の方に障害の状況等を確認することなどがこれに該当すると考えます。

1 - 3 につきましては、長期的あるいは継続的な関係にあります事業主と障害のある労働者の方との場合とは異なりまして、事業者と障害のあるお客様との場合におきましては、通常、どのような障害を持ったお客様がいらっしゃるかということ、あるいはどのような配慮が求められるかということを経営者が常に予見することは困難であると考えております。したがって、状況によりましては、常に適切な配慮の提供を事業者に求めることは困難であることを理解していただき、基本的な考え方に盛り込んでいただきたいと思います。

8 ページでございますが、1 - 4 につきましては、部会の意見におおむね異論はございませんが、経済的なコストなどといったしまして企業の財務状況も考慮されるべきであると考えます。

1 - 5 でございますが、各行政機関等及び事業者が、差別の解消や合理的配慮につきまして関係職員に対する研修、これらの対応に関する担当者、相談窓口などを設置することが望ましいと考えておりますが、とりわけ中小企業あるいは小規模事業者につきましては、取り組みを進めるに当たり、行政等の事業者への十分な普及啓発あるいは支援をお願いしたいと存じます。

3 番目でございます。3 - 1 ですが、合理的配慮という概念あるいはその言葉自体が新しいものであること、障害の特性がさまざまであることを考えますと、最初から詳細な内容を指針に盛り込むことは適切ではないと考えます。また、指針に記載される内容につきましては、あくまでも例示であり、事業者が必ずしも実施するものではないこと、逆に、記載されている内容以外であっても合理的配慮に該当するものがあることを記載する必要があるのではないかと考えます。

9 ページに続きまして、事業者と障害者の方との間で紛争が生じた場合の解決手続といったしまして、まずは当事者間の話し合いによりまして、できる限り自主的に問題が解決さ

れるべきであるということに記載することが必要ではないかと考えております。

4 - 1でございますが、取り組みの好事例等の情報を収集し、発信していくことは大変重要であると考えております。ただし、中小企業あるいは小規模事業者にとっては、大企業の好事例の発信も大きなことだと存じますけれども、自社に照らして考えることが難しい場合もございますので、好事例の発信等に当たりましては、事業規模あるいは業種等に十分留意していただきたいと考えております。

4 - 2でございますが、地域における事業者等の取り組み状況や課題、支援ニーズ等につきまして実態把握を行っていただき、事業者あるいは業界団体等への情報のフィードバックですとか、行政機関等への各種施策に反映していただくことを期待しております。

最後になりますが、差別解消法につきましては、昨年6月に成立して1年以上が経過した今日においても、まだ中小企業におきまして認識が十分ではないというのが実態ではないかと考えております。私ども商工会議所といたしましても、平成28年4月の施行に向けて周知啓発に努力をしていくところでございますけれども、行政あるいは関係機関の皆様におかれましても、十分な周知啓発に御尽力いただきたいと、この場をお借りしてお願い申し上げます。

以上でございます。

石川委員長 福田様、当方からの質問に対しまして丁寧に御回答いただきまして、ありがとうございました。

それでは、各委員から御質問を受けたいと思います。前回同様、本日も差別解消法の基本方針に関して、事業者団体等から御意見をいただいておりますので、その点を御考慮いただいて御質問いただきたいと思います。

最初に、正面向かって右側、大河内委員から大濱委員、挙手をお願いします。

まず、大濱委員、お願いします。

大濱委員 脊損連合会の大濱です。

日本フランチャイズチェーン協会の方にお聞きしたいのですが、本日御提出いただいている資料の1 - 2の差別的取扱いに対する正当な理由について、店舗等の運営において障害者の方に配慮することにより、一般の多数のお客様に支障が出る場合等とお答えいただいておりますが、もう少し詳しく、具体的事例を交えて御説明していただければと思います。

以上です。

石川委員長 あとお二人挙がっておりましたので、そこまで質問を受けてからお願いしたいと思います。

それでは、加野委員、お願いします。

加野委員 弁護士の加野と申します。

商工会議所さんの御意見に関して1点、質問というか意見を述べさせていただきます。

1 - 3のところ、どのような障害を持った顧客等がいつ来訪し、どのような配慮が求められるかということを経営者が予見することが困難であるということから、常に適切な

配慮の提供を事業者に求めることは困難であるということを経験的な考え方に盛り込むことが必要だという御意見ですけれども、この点に関しましては、差別解消法では、事業者に関して、特に場面を限ることはなく、過剰な負担でないときは合理的配慮をするように努めなければならないという努力義務と定められていますので、これは困難であるということではなくて、やはり努力をいただくということが法律の筋ではないかと考えております。差別解消法というのはやはり障害のある人が障害のない人と同様にあらゆる場面で活躍できる共生社会を目指すという理念に基づいてつくられたものですので、どのような場面でも、つまりお客さんの中には障害のある人もいらっしゃるということを常に想定いただいて対応をこれから考えていただくということが差別解消法の趣旨ではないかと思っておりますので、事業者の方でいろいろなお立場があるとは思いますが、基本的な部分に関することだと思われましたので、意見を述べさせていただきました。

以上です。

石川委員長 重要な御指摘、ありがとうございます。

では、大河内委員、お願いします。

大河内委員 大河内です。

日本商工会議所の福田様に1点お伺いするのと、あともう一点、御意見を述べさせていただきますと思います。

対応指針の記載についての3 - 1の段落の2番目、また、事業者と障害者との間で紛争が生じた場合の解決手続として、まずは当事者間の話し合いにより、できる限り自主的に問題が解決されるべきであることを記載することが必要とございます。

ここをお尋ねしたいのですけれども、わざわざ当事者間で解決することを指針に記載する何か大きな根拠というか、理由みたいなものがあれば教えていただきたいなと思います。

それから、もう一点ですけれども、この狭小店舗の過重な負担のところについて、これはどこというわけではなくて全体的な話なのですけれども、特に店員さんが1人だったりとか、店が狭いということで、それで入店が難しいということをおっしゃることは確かに過重な負担と考える場合ももちろんありますけれども、例えば店員さんが1人の場合でも、場合によっては対応可能なニーズだったり、オーダーだったりすることもあるのです。

よく聞く話では、窓口、コンビニエンスストアなどで具体的にレジで済むような用事であったはずなのだけれども、車椅子で入店したら、今は1人なので対応ができませんと言われてしまったというような話も聞きますので、これはただ単に店の狭さとか、人員の少なさだけではなくて、サービスとかオーダーにも応じて対応を考えるということにならないと、多分店の狭さとか人員だけでは過重な負担とは言えないこともあるだろうなと思っておりますので、そのことをつけ足させていただきました。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。

あと清原委員、手を挙げてらっしゃったようです。

清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

皆様、御発表ありがとうございました。先ほどの御発表で、全国理容生活衛生同業組合連合会の皆様も、そして、飲食業生活衛生同業組合連合会の皆様も、会員の皆様のために、例えば「ケア理容師制度」であるとか、あるいは障害者への対応についてマニュアルのようなものをおつくりになって学び合っているということを知りました。

そこで、日本フランチャイズチェーン協会さんに伺いたいのですが、例示されましたコンビニエンスストアの場合には、どうしても、専任の販売員の方以外にパートタイムであるとかアルバイトの方もいらっしゃると思います。そうすると、今回の障害者差別解消法についても、なかなかシフトの体制で臨時に入られた販売員の方などに徹底することも困難があると思われまます。そこで、協会のほうで何らかのマニュアルとか、あるいはわかりやすい販売員向けのパンフレットであるとかを使った、そういうような研修などについて取り組まれていることがありましたら教えていただければと思います。

日本商工会議所の方にも1点伺います。

商工会議所あるいは商工会の場合には、本当に地域の多くの業種を超えた会員の方が加盟されています。したがって、普及啓発が業種を超えて大変必要であると強くおっしゃって、私も本当にきめ細かく自治体も連携していかなければならないと思っています。

既に、商工会議所で把握していらっしゃる中で、自治体と連携しながら、この障害者差別解消法等に向けて取り組まれているような事例を把握されていらっしゃるでしょうか。そして、今後も単独で商工会議所がもちろん意識の啓発、共有に取り組まれることはあると思うのですが、地元の自治体との協働、連携が有効であるという観点から問題提起もされたと思いますので、自治体との関係について、さらにお考えがあれば教えていただければと思います。

以上2点、よろしく申し上げます。

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、フランチャイズ協会様に、それから商工会議所のほうにそれぞれ質問がございましたので、まず伊藤様のほうからよろしく申し上げます。

伊藤氏 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、最初の店舗等の運営において、障害者の方に配慮することにより一般の多数のお客様に支障が出る場合等ということで記載をさせていただきましたけれども、これにつきましては、実はコンビニエンスストアあるいはフードサービスの外食等々を念頭に置いてお答えをしたことでございますけれども、基本的にコンビニエンスストアにしても、あるいはまたフードサービス等の外食にしても、非常に系統的に効率を追求した産業となっております。したがって、当然この時間帯にこれだけの人数を配置しなければいけないと、このような全体の作業を組み立てたときに、そういうことが全て緻密に組み込まれてございます。

したがって、その最大時のいわゆるお昼時でありますとか、あるいはまたちょうど朝の

出勤時間帯のラッシュ時間帯、こういった時間帯にぶつかってしまったときというようなことでお考えいただければと思いますけれども、このようなときにハンディをお持ちになった方のお相手をさせていただくということによって、人が割かれてしまうということにかえって一般の方の接客あるいはまた販売等々に支障が出てしまうということを想定しておるといってございます。

また、もう一点御質問がございました、この専従者以外のパート、アルバイトの方が常に入れかわっておるといような状況の中でどのような教育をされているかということでもございました。これは、私たちも一番悩ましいところでもございます。パート・アルバイトの教育につきましては、接客マニュアルの充実を図ってございます。例えば接客の仕方を映像で見せることや、トレーナーがついて実践して見せたりして教育しております。ただ、マニュアルで教えてもなかなか教え切れないところもございます。

したがって、先ほどから申し上げますように、私たちが社会貢献活動としてセーフティステーション活動というものに取り組んでおるのですけれども、これは買い物に困っておられる方、こういうことに対して配慮してあげましょう、お手伝いをしてあげましょうと、こういうことをずっと教育してきているところでもございまして、なかなか御説明としては難しいところがあるのですけれども、例えば財団法人の日本共用品推進機構様のほうでも10年ぐらい前にコンビニエンスストアの使い勝手というようなことでアンケートをとって、また先般もアンケートをとったという結果が出てございまして、その20年近く前になりましたら、このときにはコンビニエンスストアの半数ぐらいが非常に使いづらいというようなお答えの方が非常に多かったのですけれども、それが昨今では大きく減ったということで、使い勝手が悪い、また非常に問題があるというような回答は、14%ぐらいのところまで減ってきたということでもございますので、そういった意味では、コンビニエンスストアが相当ハンディのある方にとっても利用しやすいお店になって来ているのではないかなと、このように考えてございます。

以上でございます。

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、福田様、3点質問がございました。時間の関係もございまして、恐縮ですが、簡潔にお願いできればと思います。

福田氏 初めに、加野委員から御指摘がございました1 - 3の部分でございまして、これは努力義務を果たしていくということに関しましては全く異論のないことでもございまして、申し上げた内容につきましては、ベストな対応が困難である場合にベターな対応に常に務めていくという趣旨で申し上げたものでございます。

大河内委員のおっしゃった3 - 1の9ページのところでございまして、ほかの根拠というお話でしたけれども、こちらに記載したとおりでございまして、できれば自主的に当事者同士の話し合いで解決されることが望ましいと思っております、当事者間で解決しない場合には紛争調整機関の活用ですとか、主務大臣による助言、指導等に移行することが

望ましいと考えております。

3点目、清原委員の御指摘でございますけれども、全国に514の商工会議所がございまして、日頃より行政と連携しながら、普及啓発に限らず様々な取組で連携しておりますので、主に商工業に関することが多いのですけれども、事業を行う上で非常に重要な法律でございますので、そこは今まで以上に連携を深めまして、より多くの方に普及啓発をしていきたいと思っております。

以上でございます。

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、正面向かって左側、手を挙げてください。

それでは、最初に松森委員、お願いします。

松森委員 松森です。

私からは質問というよりは意見を1つ。日本商工会議所の3 - 1の部分です。3 - 1の回答のところで、合理的配慮という概念やその言葉自体が新しいものであること、障害特性はさまざまであること等に鑑みれば、最初から詳細な内容を指針に盛り込むことは適当ではないと書いてあります。しかし、私が考えるのは、基本方針というのは具体的な事例や詳細を示すことが大切だと思うのです。なぜならば、それがないと事業者側の恣意的な解釈で運用されたり、誤解や混乱が起こるので、共生社会をつくるために障害を理由とした一切の差別を禁止することができないと思うからです。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。御意見ということでしたので、次、辻井委員、お願いします。

辻井委員 理容のほうの協会の方と、飲食生活衛生同業組合連合会様と、簡単に意見と御質問という形で、御質問のほうは共通しているのですが、身体の特にバリアフリー等についての御意見、いろんな取り組みをお話しいただいたのですが、もう一方で判断というか知的な問題などをお持ちの方たちで、いろんな判断において、一定の配慮が必要な方たちというのはやはりおられるかなと思っているのですが、そうした方たちについての対応ということに関して、先ほどはお話しいただけなかったものですから、簡単に少しお話をいただくとありがたいかなと思っております。

あと意見ですが、特に理容のほうなのですが、発達障害の中でも自閉症のスペクトラムなどで特異な感覚過敏などの感覚の問題の方たちがいて、実は床屋さんに行きたいのだけれども、要するに髪を切るとか、あるいは顔を洗うときのシャンプーの感覚というのが怖くて髪を切りに行けない方たちというのがいます。自閉症だけでも発現率が100人に1人～2人という具合で、そのうちの1割ぐらいが大体そうした感覚の問題などをお持ちの方たちというのがおられまして、かなり丁寧な御配慮をいただいたり、例えば写真などでこんなふうになるのだよというような提示をして丁寧に説明いただければ、割とわかるような部分があったりとかするのですが、そうした方たちがいるということをもっと御存じい

ただけていないということで、床屋に1回行ったけれども、すごく怖い思いをした、二度と行けなくなってしまうということが現実に生じたりするものですから、そうした部分について、そういう方たちもいて、具体的な対応の仕方もあってということはずいぶん普及いただけるとありがたいなというのが1つです。

同様に飲食のほうに関しても、メニューに関して、文字だけであると選べない、食べたいものが食べられないということが生じるものですから、やはり写真あたりのところをメニューの中に添えていただくというようなことが当たり前にしていただけると、ある意味フランチャイズのほうも、フランチャイズは結構写真がついていたりしますけれども、そういうようなところはぜひ存じ上げていただくと、食べたい物が食べられるという基本的なことができるようになるのかなと思っております。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、柘植委員、お願いします。

柘植委員 筑波大学の柘植です。

先回の会議で鉄道とかバスとかタクシーでこのようなヒアリングがあったときに、やはりハードはもちろんなのだけれども、ソフトも重要だなということになったと思います。今回、今、4つの業界の方からお話を伺って、やはりそうだなと感じました。

飲食業生活衛生協同組合さんのほうが、1ページの1-3のところ、バリアフリー等が完備されていない店舗においても、お店側ができるだけ補助を行い、快適な飲食をしていただくというところで、2階建てのお話がありました。これはすごいなと思いました。2階建てだから2階へは無理だよ、1人店員だから無理だよ、狭いから無理だよと、それはそうかもしれないのだけれども、先ほど大河内委員の話がありましたように、とは言いながら、何かできませんかというソフトの部分、そこは非常に重要だなと思いました。大人になってからそういうものを学ぶということも重要なのでしょうけれども、学校教育の小さな子供のうちから、あるいは家庭教育の中でそのような思いとか態度を育てていけるようなことがとても大事だなと思いました。そういうことが共生社会の実現につながるのかなと思いました。

例えば先ほどの2階建てだから無理だよ、そうではなくて、1階の方に2階に行ってもらうという、とても1つのいいアイデアだと思うのです。そんなような、今すぐできそうな1人定員でも小規模でも2階建てでもできそうなもの、好事例みたいなものは、意図的に集められて関係団体、関係のところに広報していくような仕掛けみたいなものがあるのでしょうか。質問です。

石川委員長 ありがとうございます。

私からも1点、宇都野様に質問させていただきたいのですが、先ほど介助犬を利用しているお客様に対して、できるだけ同伴者をお願いしている店があるという事例紹介がありましたけれども、介助犬はそもそも1人で行動することを支援するための存在であります

ので、そのお店の独特のお考えなのかもしれないのですけれども、全体の中で今、柘植委員からお話があったように大変工夫されているお店もあれば、一方で、必ずしもそうとは言えないようなお考えもおありになるように思いましたので、それについては差別解消法の指針等でぜひ御理解を進めていただく必要があるかと思いますが、その点について宇都野様のお考えもお伺いしたいと思います。

あと大日方委員、お願いします。

大日方委員 ありがとうございます。大日方です。

今まさに石川委員長がお話しされた部分について見解を教えていただければと思った。同伴者を要件とする場合、どのような場合をお考えなのかを、もし具体的な事例としてもう少し教えていただければと思ってお聞きしました。よろしくお願いします。

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、最初に宇都野様からお願いできますでしょうか。

宇都野氏 先ほどの介助犬のお話ですけれども、そのお店はたまたま介助犬の方と同伴者の方がいらっしゃるということで、事実だけを言ったまでなので、最初から同伴者の方がいなければだめだよという話ではございませんので、言い回しが不適切だったので申しわけございません。そういうことではありませんので。

それと、先ほどの2階建ての好事例ということですが、今年度、うちの組合で店舗におけるいろんなマニュアルづくり、いろんなお客様に対する対応とかというもののマニュアルづくりを今進めておまして、たまたま今回のこういう委員会があって、こういう場をいただいて、こういうものがあるのかということがわかりましたので、その中に障害者の方々に、このように対応していったほうがベストだよというページを1ページ設けて作成したいと思っていますので。

石川委員長 ありがとうございます。

それと、辻井委員からありました発達障害等について。つまり、身体とか目に見えてすぐに気がつきやすい障害以外の障害について、何か具体的な対応等を研修等でされているかどうかということをお聞きしたいので、本田様と宇都野様に質問があったかと思いますが、よろしくお願いします。

本田氏 その点につきましては、先ほどごらんいただきましたケア理容師というシステムがあるのですけれども、この中に高齢者、障害者の理解という項目がありまして、そこで知識を得るような形をとっております。理容店の場合は御承知のように、お客さまと技術者が1対1で約1時間を共有するという業務の特殊性もありますので、非常に親密な関係がつけられるということで、今後、そういった場面では介助の方、補助の方の御理解、御協力を得ながら、いい方向へ持っていければと考えております。今後の対応につきましては、そういった形でまた新しいテーマとして取り組んでいきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、あとは柘植委員からも9割方御意見だったように思いますが、最後に御質問があったので、もう一度確認させていただいていいですか。

柘植委員 それは先ほどお答えいただきましたね。

石川委員長 わかりました。

それでは、ここまでをもちましてパート1を終了させていただきます。

事業者団体の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、今から休憩に入りまして、45分スタートということにさせていただきます。

加藤参事官 休憩時間が短いものですから恐縮なのですが、手洗いはこのフロアだけではなくて1階にも3階にもあります。この建物は12階までありますが、5階だけは使えませんけれど、あとは使えますので。

(休 憩)

石川委員長 再開します。事業者者団体の皆様を事務局から御紹介いただきたいと思います。

加藤参事官 このパートでは、定期航空協会の事務局部長の西山様。

全国地域航空システム推進協議会事務局長の松井様。

日本旅行業協会バリアフリー旅行部会部会長の田中様、同協会の関様、立花様、長田様。

全国旅行業協会専務理事の有野様、同協会の若井様から御意見を伺います。

石川委員長 皆様、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、最初に定期航空協会の西山様よりお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

西山氏 定期航空協会の西山です。よろしくお願いいたします。

本日はこのような機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

まず、定期航空協会は、協会会員社数が13社、国内の定期航空を運送している会社で構成されております。航空運送事業に関する調査研究を行い、航空運送事業の健全な発展を促進することを目的に活動している団体でございます。

それでは、きょうは私から、お客様に飛行機を御利用していただくとき、航空会社がどうしているのかということや、基本方針に関するそれぞれの設問に対してお話をさせていただきたいと思います。

私のほうからは、資料に沿って御説明をいたしますので、資料の11ページ目からをよろしくお願いいたします。

まず、1 - 1、どのような場合を差別的取り扱いと考えるのかという点についてですが、私どもは障害があることのみを理由として、ほかのお客様と異なる取り扱いやサービスを提供しないとといった場合は、差別的取り扱いに該当するものと考えております。

1 - 2のどのような場合に正当な理由があるのかについては、航空機の安全や

お客様の安全を脅かすおそれがある場合、全てのお客様に安心して快適な空の旅を楽しんでいただくことを目的とする場合には、正当な理由に当てはまると考えております。

例えば、こちらの記載の例では、日本の航空会社では一部、障害をお持ちのお客様に対し、非常口の座席を御利用いただけない、早めに空港にお越しいただく、つき添いの方の同伴が必要といったお願いをする場合がございます。しかしながら、これは私どもが差別的取扱いに当たらないと考えております。

この資料への記載方法としては、障害や車椅子に関連させて記載をしておりますが、この背景には、例えば非常口座席を御利用になるお客様に対しては、現在、搭乗されている他のお客様の安全を確保するため、緊急脱出の援助をお願いするというをやっております。こちらが2009年4月1日からの運用でございます。

また、お客様の同伴を求めていることについてですけれども、緊急時の対応などの観点からといった理由がございます。早めに空港にお越しいただくという点では、お客様の要望を理解し、どのようなお手伝いができるのか、また、それを受けて、係員間の正確な引き継ぎにもつながっていくものと考えています。

航空会社サイドのほうからすれば、定時運行への御協力のお願いの観点、そういったことも理由に挙げられます。

続いて、12ページに進みまして、1 - 3、どのような場合にそのような配慮が求められるのかということについてですけれども、安全運行、定時運行に影響を与えるおそれがない場合。全てのお客様と航空会社係員の安全を脅かすおそれがない場合。全てのお客様の快適性や利便性を損なうおそれがない場合。サービス要員や保安要員としての役割の範囲を超えない場合に、このようなときに障害の種類や症状が多種多様であることを認識して、お客様の要望に基づいたお手伝いに努めることが求められるのだと考えております。

続いて、1 - 4の過度な負担についてですけれども、こちらについては、航空会社とそこで働く係員の双方において発生するものだと思っております。民間航空会社として、時間や費用における負担は重いものになります。こちらの例としては、買い物など個人的な要望という注釈をつけておりますけれども、係員が長い時間拘束される場合というものを記載いたしております。限られた人員の中においては、他のお客様へのサービス提供に支障を来すという事象は、航空会社にとっては、過度な負担に当たると考えております。

1 - 5では、研修や教育の新しい取り組みとして、発達障害のお子様は航空機に乗ることができるようになるための練習セミナー、複数の航空会社が協働で社員向けセミナーに取り組む例という点を挙げております。後者のほうでいえば、航空会社によって対応が違うといったことが少しでも少なくなればと考えております。

13ページに進みまして、3 - 1、対応指針に関してです。

差別的取扱いや合理的配慮の不提供に該当するか否かは、個々の事案ごとに判断されることとなっています。基本方針等において考え方が示された後でも、判断に迷う事例やトラブルになる事例が起り得ると考えています。

対応指針においては、できる限り具体的な事例を明示していただきたいと考えています。その際に、航空分野において考慮いただきたい点がございませう。米国の法律になりますが、航空アクセス法の整合性に留意する必要があります。これは、航空輸送に対し、障害を理由に障害のないお客様と異なる取り扱いを禁じた法律で、具体例も多く記載されております。2009年より米国に乗り入れる米国以外の航空会社にも適用されていいて、日本国内においても既に同様の基準で運用している航空会社もございませう。つまり、ルールや運用が二重基準とならないよう考慮いただきたいと考えております。

4 - 1、体制の整備という点ですけれども、判断に迷う事例やトラブルになる事例等について、事業者からの相談ということも今後想定されるものだと思っております。関係省庁の役割分担を明確にさせていただくとともに、事業者との連携を密にとれる体制構築をお願いしたいと考えております。

私からの説明は以上で終わります。ありがとうございました。

石川委員長 西山様、航空アクセス法との整合性をはじめとしまして大変貴重な御意見、ありがとうございました。

それでは、全国地域航空システム推進協議会の松井様、よろしくお願ひします。

松井氏 私は、全国地域航空システム推進協議会の事務局を務めさせていただいております松井でございます。本日はよろしくお願ひします。

私たち全国地域航空システム推進協議会は、全地航の呼称で国の関係機関、地方公共団体、航空業界等の中で親しまれております。昭和58年11月に発足した任意団体で、小型航空機を活用した地域航空システムのあり方に関する調査研究を行うとともに、その推進を図ることを目的に設立されました。全地航は地域振興の視点から、地域航空システムのあり方の検討や推進を行う地方公共団体の団体でございます。全地航の賛助会員として、地域航空事業者11社が加盟しておりますので、今回は地域事業者の声を聞いてこの会に臨みました。

全地航は地方公共団体の団体ですので、地域事業者の声がイコール全地航ということではなくて、全地航事業者部会の意見ということになります。

意見書におきまして、正当な理由がある場合は差別とはならないとされる場合で例を挙げていますけれども、これは1 - 2になりますが、障害をお持ちの方が航空利用を御希望の場合に、個別にさまざまな対応をしております。したがって、個々にそのお客様の御要望に基づいてさまざまな対応をしているわけですが、その上で安全面であるとか定時運行等の理由でどうしても事業者として対応できない場合があるので、それは差別的な取り扱いではないと考えております。

加えて合理的配慮でございますが、お客様のさまざまな御要望に対して、搭乗飛行機に当たっての職員による手助けや筆談、読み上げ等の障害に応じたコミュニケーション手段による対応することは、合理的配慮だと考えております。安全運行、定時運行、空港従業者の役割を超えない範囲でのお手伝いは合理的配慮あり、これを超えるものが航空会社と

しての過重な負担となってくるのではないかと考えています。

それから、バリアフリーについてですけれども、地域航空は、20人乗りだとか、もともと地域航空の私ども全地航に加盟されている航空会社は100席以下の小型航空機の運航をしているコミューターであるとかコミューター以外の地域航空を運航している事業者でございますので、機材が小さいということがございます。この機材が小さいところは、例えば搭乗橋等に対応できないような空港がたくさんありまして、そういうところについては、なかなかバリアフリーがうまくいっていないというところもあるのですけれども、一部の事業者においては、パッセンジャーボーディングスロープを独自に準備するような計画もしていると聞いております。

それから、例えば1 - 2のおんぶ等での対応というのがございますが、これについて今のパッセンジャーボーディングスロープ等が小型機においては有効でございますが、リフター等での対応についても個々でしております。どうしてもおんぶの対応をしなければいけないときはあるのですけれども、おんぶについても、係員との接触が多くなるとかということがありますので、御本人の御意向を伺いながら、場合によっては前と後ろ、要は上半身に対応するもの、足を持たせていただくもの等で対応している場合もありますので、個々の対応については可能な限り実施しているということでございます。ここに書いてある1 - 2の ~ については1つの例として挙げております。

以上でございます。

石川委員長 松井様、ありがとうございました。

それでは、日本旅行業協会の田中様はじめ皆様、よろしく願いいたします。

長田氏 日本旅行業協会の長田と申します。

まずはじめに、旅行業の登録制度と当協会、日本旅行業協会についてごく簡単に説明させていただきます、次に発表されます全国旅行業協会と当協会との違いについて御理解いただければと考えております。

旅行業を行うには、旅行業法に基づき登録を受ける必要があります。旅行業の登録には、その業務の範囲によって第一種旅行業、第二種旅行業者、第三種旅行業者、旅行業者代理業者に区分されます。当協会の現在の会員数1,119社のうち半数以上の637社が海外国内旅行のパッケージツアーの企画募集販売ができる第一種旅行業者です。それ以外の正会員は、国内のみのパッケージツアーの企画募集販売の第二種旅行業者と、それよりより業務の範囲の小さい第三種旅行業者で構成されております。

この現行の登録制度は平成8年の旅行業法の改正で変更になったもので、それ以前は海外と国内旅行両方のパッケージツアーの企画募集販売ができる会社を一般旅行業者、国内のみのパッケージツアーの企画募集販売ができる会社を国内旅行業者といい、私ども日本旅行業協会の正会員となれるのは海外、国内を扱う一般旅行業者で、全国旅行業協会様の正会員は国内旅行会社となっております。

現在では、旅行業の登録区分によって加盟する旅行業界の指定はなく、旅行業を始める

企業は自由意志で私ども日本旅行業協会、または全国旅行業協会のどちらか、またはいずれの協会にも加盟しないことを選ぶことができます。しかし、先に申し上げたような経緯から、当協会、日本旅行業協会の正会員は、海外旅行の取り扱いが中心か、または海外旅行専用の会社が半数以上あると考えております。

最後に、当協会は平成8年、社会貢献委員会の下にバリアフリー旅行を推進するために、バリアフリー旅行部会を設置し以来、会員旅行会社向けのバリアフリーハンドブックの制作やセミナーの開催などの活動を行っております。

引き続き意見記入用紙に基づいて報告させていただきます。資料の19ページをお願いいたします。

1 - 1、不当な差別的取り扱い基本的な考え方としてどのような場合を差別的取り扱いと考えるのかについては、旅行中の安全確保や参加者に対するサービス提供に問題が生じるおそれがないにもかかわらず、担当者の障害に対する知識不足や思い込み、事業規模によっては、周りにわかるものが少ないため、障害を持つお客様に旅行提案をすることができないまま旅行のお申し込みをお断りしてしまう場合などが考えられます。

当協会としても会員旅行会社に向けた活動として、業界向けバリアフリーハンドブックの制作、セミナーを行っているところではありますが、そのようなことがあります。

1 - 2、不当な差別的取り扱いの基本的な考え方として、どのような場合に正当な理由があると考えられるのかについては、旅行契約上決められているサービス内容を提供できなくなるのが明白な場合、例えば同じ旅行に参加する他の旅行参加者に対し、契約に基づいたサービスが提供できない場合や、障害を持つお客様だけでなく、全てのお客様の安全が確保できない場合などを考えております。

1 - 3、合理的配慮の基本的な考え方として、私どものほうは、観光庁が推進するユニバーサルツーリズムの観点が重要だと考えています。例えばパッケージツアーにおいて集合時刻、場所、注意事項等の案内を現在は口頭中心で行っておりますが、これを案内書面の配布に変えるなどの配慮をすることで、耳の不自由な方や高齢のお客様だけでなく、より多くのお客様に対して的確な案内が可能となります。

案内書面としてこのようなコミュニケーションカードを考えており、既に一部の旅行会社では対応しております。

資料の20ページ、1 - 4、合理的な配慮についてどのような場合に過重な負担と考えるのか、その判断要素をどう考えるのかについては、以下の場合において過重な負担に当たるとはならないかと考えております。

お申込み時に御案内したサービスの提供段階において、お客様の個別の事由により、専門要員を確保するなど、事業者を経済的な負担が生じる場合。医療行為や介助、介護のように、専門知識、経験が求められ、事業者が責任を持ってない範囲の業務や、お客様御本人の身体状況を悪化させる懸念のある行為を行う場合。

1 - 5の事業者において障害を理由とする差別を解消するための取り組みとして望まれ

る取り組みについては、業界全体及び各事業者の従業員に対する研修や関連する情報の共有化を検討していきたいと考えております。

2 - 1の行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置については特にございません。

資料の21ページ、3 - 1、事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置について、対応指針に記載すべき事項としては、不当な差別的取り扱いとなる行為の具体例や合理的配慮の好事例などの事業者が業務を行うに際し参考となる事項の記載を要望いたします。

4 - 1、その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の期待については、不当な差別的取り扱いとなる行為の具体例の提供や判断に迷うときの相談体制、窓口の設置を要望いたします。

4 - 2、障害者差別解消支援地域協議会については、特にありません。

22ページ、上記の質問のほか、基本方針の作成に当たり申し上げたいことが1つございます。旅行は、交通機関や宿泊施設、テーマパークなどの観光施設など、さまざまなサービスを組み合わせられてつくられる商品です。訪問国が違えば同じサービスであってもお客様がイメージされるサービス水準と異なる場合もあります。また、旅行を取り扱う事業者は、小規模のものが多く、その運営形態や取り扱う旅行商品も多岐にわたります。

旅行業界として不当な差別的取り扱いに当たる行為の禁止や、合理的配慮を目指すに当たって、上記のような理由による一定レベルのサービス提供確保が難しい場合が想定されます。したがって、サービス提供に関連する各業界団体と連携して取り組む必要があると考えております。

以上でございます。

石川委員長 長田様、ありがとうございました。

それでは、続きまして、全国旅行業協会の有野様、若井様、よろしく申し上げます。

有野氏 一般社団法人全国旅行業協会の有野と申します。よろしくお願ひいたします。

私ども協会につきましては、先ほど御説明されました一般社団法人日本旅行業協会と同様でございますけれども、旅行業法に基づく登録を受けた旅行事業者が会員となりまして、その全国的な協会組織を持っております。

具体的には、全国の中小企業を中心とした旅行会社が会員のほぼ全体を占めておりまして、第一種、第二種、第三種という旅行業区分の中では中小企業が多い第三種の事業者が5,400社のうち約3,000社を占めております。

協会といたしましては、旅行業法に基づきまして、観光庁長官の指定を受けた協会でありまして、旅行業法の中での旅行者に対する苦情相談の受付事業、それから旅行会社に対する社員の指導事業、それから万一旅行会社が倒産などした場合における、既に支払われた旅行代金の弁済に関する事業、それから、旅行のより円滑な発展のための調査研究、このような事業を行っております。

また、障害をお持ちの方々が旅行の参加がより可能となりますように、バリアフリー旅行の推進など、ユニバーサルツーリズムの促進につきまして、観光庁の御指導のもとにJATAさんと協力しながら取り組んでおります。

これが協会の概要でございます。

それでは、本日の基本方針作成に関するヒアリングの意見という形で答えさせていただきたいと思っております。

まず、「1の行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項。」

「1-1、不当な差別的取扱いの基本的な考え方として、どのような場合を差別的取扱いと考えるのか。」

答えといたしまして、今後検討してまいりますと書いてございますけれども、当協会の関係の委員会におきまして、具体的に法律の趣旨等を説明し、また議論を今後重ねていきたいと思っております。

現時点で私どもが考えておりますのは、障害をお持ちの方が、障害があることだけの理由で旅行に参加できなくなるような、このようなことは絶対あってはいけないと思っておりますので、先ほどのバリアフリー旅行の推進をはじめといたしまして、どのように円滑に旅行ができるか、その際の障害となる事項を今後検討してまいりたいと思っております。

それから、次の「1-2、不当な差別的取扱いの基本的な考え方として、正当な理由がある場合は、差別とはならないとされているが、どのような場合に正当な理由があると考えられるのか。」ということでございますけれども、これは今後とも検討してまいりたいと思っておりますが、やはり旅行というのは、旅行に参加される方全員の一定の行動が必要になると思っておりますので、そのような旅行の企画そのものが可能とならないような場合、逆に言えば、それが困難な場合に正当な理由があるということが考えられますが、この点につきましては、具体的事例を今後検討してまいりたいと考えております。

次の「1-3、合理的配慮の基本的な考え方として、どのような場合にどのような配慮が求められると考えられるか。」ということでございます。旅行につきましては、私どもの会員の旅行会社が旅行の企画を行いまして、それに旅行参加者の方々がいらっしゃいます。その意味では、その参加される方皆さんが障害者の方が円滑に旅行にお出かけできるように、お互いに助け合うという環境づくりが必要であると思っております。今後具体的にどのような場合かということは検討していきたくと思っておりますけれども、同じスケジュールに基づいて円滑な行動ができるような旅行というものが必要となりますので、旅行の案内等のコミュニケーション手段をできるだけ多様化することとか、また、当然旅行につきましては、交通でありますとか、宿泊でありますとか、いろんな交通手段や施設を利用することがございますので、そういった施設の情報を事前に把握して正確にまた提供していくこと等が考えられますが、この点については、今後具体的に考えていきたいと思っております。

それから、「1 - 4、合理的配慮に関する実施について「過剰な負担」の判断要素をどう考えるか。」という点でございます。これは23ページをごらんいただきたいと思いません。旅行会社といたしまして、過度な費用負担が発生する場合や旅行の実施が困難になるような場合には、「過剰な負担」となるのではないかと考えておりますが、その過度な費用負担というものはどのようなものかという点につきましては、今後より委員会等におきまして検討してまいりたいと思いませんけれども、当然旅行につきましては、経済的な負担というものを伴っておりますので、経済的負担が通常の障害をお持ちの方固有の理由で負担していただけるかどうか、どこまで御負担をお願いできるかといった点での費用の負担問題でありますとか、また旅行実施の際の健康状態等の点につきまして、どのように確保しながら旅行を実施するか、こういった点についての具体的な事例づくりがあった上での判断要素が求められると思いません。

「1 - 5、各行政機関等及び事業者において障害を理由とする差別を解消するための取り組みでございますけれども、今回の基本方針の作成に当たりましては、諸外国の事例等も研究された上でつくられると思いませんけれども、やはり先進的な取り組み事例等につきまして、私どもできるだけ情報を得まして、また、旅行会社の職員の研修等にいろんな啓発、法律の趣旨が徹底されますように、啓発活動が必要になると思いません。

「2、行政機関等が講ずべき措置」でございますが、こちらにつきましては、当方の事業者という立場で特に現在申し上げることはございません。

「3、事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項」でございますけれども、不当な差別的取り扱いとなる行為でありますとか、合理的配慮、またトラブルが発生した場合の対処方法など、各旅行会社の従業員が業務を執行するに際して参考となりますような共通の事例等のルールづくりが私どもとしても必要になると思いませんので、この点につきまして関係の委員会におきまして検討してまいりたいと思っております。

次の25ページでございます。「4、その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項」でございます。

「4 - 1、体制整備、啓発活動、情報収集についての期待」でございますけれども、先ほどと同じでございますけれども、諸外国の先進事例等に関する情報の御提供をいただければありがたく思いません。また、私ども事業者が具体的な御相談をするような窓口があれば、それもありがたいと思いません。

「4 - 2、障害者差別解消支援地域協議会の機能、取り組みへの期待」でございますけれども、各地域の協議会の活動内容につきまして、情報の御提供をいただきまして、その皆様の協議された事項等についての会員への周知等を行ってまいりたいと思いません。

「5、上記以外の事項で基本方針作成に当たり留意点、整理すべき点について」でございます。昨年法律が成立してから1年余り、間もないということでもまだ短いということではございませんけれども、やはり法律の施行までの間に、広く旅行者である国民全体にも

法律の趣旨がより周知されて、障害をお持ちの方の旅行参加が円滑にできるように私ども取り組んでまいりたいと思っております。その意味でも、広報、啓発活動の充実が大切だと考えております。

以上でございます。

石川委員長 ありがとうございます。以上、4団体から御意見を頂戴いたしました。

それでは、委員の質問を受けたいと思います。今度は向かって左側、三浦委員から大日方委員までで、まず最初に。

では、最初に石野委員、お願いします。

石野委員 全日本ろうあ連盟の石野でございます。

今、それぞれの団体から非常にいい取り組みの事例について、今後差別事例についての検討、また判断に迷う場合の対応を考えるというお話もいただきました。全日本ろうあ連盟としましては、現在、全国的に調査を始めているところです。聴覚障害者の差別事例について集めております。また、合理的配慮の好事例も含めて、9月20日に締め切りですので、今後何らかの形で御報告を申し上げられると思います。さて、聴覚障害者の場合、旅行の趣味を持つ方が非常に多くおります。例えばハネムーン、家族旅行、または団体旅行、さまざまな形態の旅行があります。旅行会社と契約する上で、聴覚障害者とわかると申し込みを拒否をされるという例が、一度だけではなく本当に何度も起こっております。その場合、旅行会社と交渉をしますが、なかなか聴覚障害者だけの参加を認めていただけない。そこであきらめてしまう人もいます。

旅行会社としては、聴覚障害者に対して対応ができないから必ず手話のできる人を同行してほしいと言われます。それだけではなく、窓口でも筆談ではなく、やはりまた通訳者の同行がないとなかなか柔軟に対応できないということがたくさん出てきております。

そういう意味で、差別事例をさらに把握し、対応すべきだと思っております。別に、障害者だけの専用の旅行プランというものも合理的配慮の一つであります。サービスの内容も一般に比べると費用も高めになっています。また、障害者にとっても経済的な負担を強いられるという面がありますので、いかがなものかと思っております。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。石野委員からのお立場からすると不当な差別的取扱いになるのではないかと御指摘でありましたので、後ほど2つの協会のほうからの御意見をいただきたいと思っております。

それでは、平川委員、お願いします。

平川委員 平川です。

私、精神科の病院の院長をしておりまして、精神科の患者さんのことについて御質問させていただきます。

精神障害の患者さんたちは、飛行機に乗れるのか、乗れないのかということで大変にハードルを高く感じております。今、非常に薬物療法が進歩しておりまして、普通に仕事を

されている方もいらっしゃいます。現に私の患者さんで韓国のプロジェクトのチームリーダーになっていく統合失調症の患者さんがいらっしゃいました。一度も飛行機に乗ったことがないけれども、仕事で行かなければいけない。そのときに、自分がこの病気を持っていることで飛行機に乗れるのだろうかということで大変悩まれました。結局、病気であることを伏せて乗られていきましたが、大変そのときのハードルの高さに偏見といいますか、差別を私自身も感じて、どうしたらいいかということで一緒に悩んだことがございます。

この中に自傷他害のあるような場合は乗れないということで特に差別はないというような考え方ですけれども、自傷他害があれば、これはもう入院していただくようなぐらゐの悪い方ですので、通常、町で暮らされている精神障害者の多くは大変何かしてはいけないのではないかと、自分がこれをしたらいけないのではないかとということで常に内向している方が多いので、ぜひ飛行機に乗るときの割引を、精神を広げてどうぞ乗ってくださいというような御意見、意図をまず出すとかして、ぜひもっと社会に参加していただけるような形にならないかなと願うところでございます。

精神障害者の方が飛行機にどういう状況で乗れるのかということについての基本的な考えについて御質問したいと思います。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、野澤委員、お願いします。

野澤委員 毎日新聞の野澤と申します。

今もいろんな御意見がありましたけれども、例えば知的障害の方についても、旅行を断られるとか、旅館やホテルで宿泊を断られるとか、あるいは飛行機についてもいろんな苦情といいますか、サービスを利用するに当たっているいろんなことが過去にいろいろありました。余り最近聞かないのですけれども、でも、ときどき耳にしたりします。

私は、4 - 2の障害者差別解消支援地域協議会についてお尋ねしたいのです。今、このモデル事業をやっていて、私もこのモデル事業の設計に携わっている者なのですが、多分これはどういうものなのかと皆さんよくわかっていないというか、我々もよくわかっていないので何とも答えようがないだろうなと思って見ていたのですけれども、これは都道府県とか市町村ごとにこういう協議会をつくってもいいという法律の書き方で、これがつくられていくはずなのです。

具体的なそれぞれの乗り物に関する、あるいは旅行に関する苦情というのは地域協議会に来るのです。それぞれの都道府県や市町村ですね。そうしたときに、地域協議会が中に入っているのは国の地方機関とか法務局だとか労働局だとかそういう関係機関が集まるのですが、そういう旅行や飛行機についての苦情が来たときに、一体どこに対してこちら側は、地域協議会は相談に行ったらいいのだろうか、一緒に考えていただけるのだろうか。

例えば国のそれぞれの関係の監督官庁の地方機関というのはどこなのかとか、あるいはそれぞれの業界団体に地方機関のようなものがあるのか。ないとすると、それぞれの地域

協議会が直接この協会さんにお話を持っていくしかないわけですが、そういう対応が可能なのかとか、できれば密に連絡をとりながらソフトな解決をできれば一番いいと思っているのですが、そういう今後の協力体制について、こちらからどんなふうなことが考えられるのかということを知りたいので、今の現時点でもしお答えできることがあればいただきたいと思います。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、辻井委員、お願いします。

辻井委員 中京大学、日本発達障害ネットワークの辻井です。

発達障害で断られるというようなことは今も野澤さんと全く重なるのですが、減ってはいるのですが、中身の問題というので、まずは飛行機に関連しては発達障害向けのセミナーなどが動き出しているというのは大変すばらしい話でありがたいことだと思っております。

旅行と飛行機と両方重なってなのですが、やはり感覚の問題というのが一般と少し違うような場合の方たちというのがいて、1つは気圧についての感じ方というのが少し違うので、ちょっとした気圧の変化のところで体調が崩れてしまう。子供などだときゃーと泣き出してほかのお客様も結果的には困ってしまうというようなことは実際にはかなりあって、ですので、本当に耳抜き、鼻抜きみたいなことの講習を特別なセミナーでなくても普通の対応としてキャビンアテンダントの方なり、あるいは事前の乗るところでシートベルトをつけましょうなどというのと同じようなところでアナウンスをしていただくと、本人たちにとっても、周りのお客様にとってもよりよいことにはなるのではないかなということだと思います。

それから、旅行業と飛行機と2つの協議会という形で来ていただいているのですが、ぜひ共有化していただくと大変ありがたいかなと思っております。旅行のほうは今度食事のほうで偏食で、結局旅行に行ったのだけれども、食べる物が食べられなくて白飯を食べて帰ってきたという、御飯に塩をかけて食べてきたという話は聞くわけで、そういう意味では情報としてバイキングなのかそうでないのかとか、選べるのか、選べないのかとか、もしどこまでの特別な対応というのが旅館なり民宿なりのほうで対応ができるのかといった情報というのがきちっと提示されるということは旅行しやすく上では大事なことはないかなと思います。意見です。

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、玉木委員、お願いします。

玉木委員 玉木と申します。よろしく申し上げます。

定期航空協会さんと全国地域航空システム推進協議会さんに共通して感想、意見かなと思います。私も電動車椅子ユーザーで、航空機利用にあたり、いろいろと経験をしておりますが、すので怒らないように丁寧に説明していただきたいなと思っております。

まず1点目は、定期航空協会さんの書いていただいているものの1 - 2です。例えば車椅子利用の方は1時間前に来てくださいということも、それはもう時間がかかるから仕方がないかなと思って、私は行くわけです。ところが、早めに行っても、航空会社及び受付担当者で対応が全然違う。私自身同じ車椅子に乗っていても、バッテリーの取り扱いについても下手をすれば4カ月周期で変わることもある。あるときは、持ち込みはできませんと言ってみたり、3カ月後には、お持ち込みくださいと言ってみたり。さらに、手荷物検査場の職員も航空会社と別組織であるということで、あたかも私が危険物を持ち込むような感じで、バッテリーのチェックをするのに10分ぐらいかかるのですね。ここに書いている意味合いと、実際現場で扱われている対応というのが全然違うということをまずは御理解いただきたいなということ。

それに伴って、定期航空協会さんの書いてある1 - 4の過重な負担ということ。例えばカウンターで車椅子を預ける際、航空会社の車椅子で地上係員に押しってもらっていくわけですが、済みません、トイレに寄ってくださいとか、済みません、ちょっと弁当を買っていいですかというところまで、ここで行くと過重な負担と言われてしまったときに、それなら、車椅子に乗っていたらおしっこを我慢しなければいけないのかとか、朝一の飛行機だから、やはり朝弁を買って乗りたいなとか、実際はあるわけです。そういうことも考慮していただいた上で、こういう文書を出していただく際は慎重に出していただかないと、誤解が誤解を生じて、せっかくいい社会というかいい形をどうやってつくっていきましようかということをしやべっているのに、余りよくないのかなというのが1点。

もう一点は、日本旅行業協会の方が話の中で、全ての人の安全を確保できない場合は一定我慢してちょうだいねみたいな聞こえ方がするわけです。でも、全ての人というと、障害ある人も含めて全ての人だとしたら、この表現も、あれ、どういうことなのかなというふうに捉えて、そこら辺の誤解を解いていただければありがたいなと思います。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。

ここで大分出ましたので、1つは、まず精神とか聴覚とか、減っているとはいえ知的、場合によっては発達障害も含めて、パッケージツアーあるいは飛行機への搭乗を断られることがあり得ると、この点について。

西山氏 定期航空協会の西山と申します。

まず、石野委員から御発言がありました、手話ができるスタッフ、それから筆談者等のお話がありましたけれども、航空会社のほうでも手話が全員できるカウンターの係員とか、その確保を完全にできているかという状況にはないのも事実だと思っておりますが、少しずつではありますけれども、手話ができる方を置くというような工夫をしているという報告事例も聞いておりますので、環境としては、今できることは筆談ボードを使って受付をしていくというようなことは各空港飛行機の中でもございますので、そちらを使っていくのが今すぐできることなのかなと感じております。

平川委員からございました飛行機に実際乗れるのかというところでございますけれども、航空会社がお客様の症状を見て判断するというのは非常に難しいものがあると思っております。私どもが判断を非常に困るというところにおいては、お医者様からの航空機の御旅行が可能であるという、お医者様としての見地から判断をいただくというのを頼りに御搭乗いただくという制度をとっているところがございます。こちらが診断書の提出を求めるところとひもづいてくるわけでございますけれども、航空会社がどうしても単独では判断できないというところについては、その辺は御協力をお願いしたいということと、病気の症状というのは人それぞれ重いもの、軽いもの、あろうかと思えます。飛行機旅行というところを考えると、次の御質問で気圧が違うというお話もしかしたら関連するかもしれないけれども、飛行機旅行が大丈夫なのだということを御本人の方にお話しただいてあらかじめお話しただいておく、そういった情報を航空会社のほうにもお伝えいただくということで、今、本当に乗れるのだろうかという単純な疑問、そこからは一歩踏み出していけるのかなと思っておりますので、私どもが病気、病名によって搭乗を拒否することは全くございませんので、その日の体調、やはりだめなときがあるのかもしれない。そういうことをお客様のほうで判断していただくということも必要になろうかと思っております。

それから、発達障害のところでは耳抜き、鼻抜きなどの御指摘をいただきました。申しわけありませんが、紹介はしましたけれども、細かいセミナーの中身まで踏み込んで私で把握していませんので、何とも解説できませんけれども、御参考にさせていただきたいと思っております。

車椅子をお預かりする件、玉木委員からございましたけれども、途中のお話の中では、バッテリーの取り扱いも一部入っているのかなと感じました。飛行機でバッテリーによっては、航空機に持ち込めない、輸送ができないといった案件にもなるものがございます。また、車椅子によっては、特殊なカスタマイズをされていて、取り外しがスムーズにできないものとか、そういった一般市販されているものではないもの、こちらが手続としては非常に時間がかかるものだと思いますので、係員のほうの教育というところも頑張ってもらいますけれども、その車椅子の取り扱いということに関して御助言いただければ、それに合わせて対応は可能なのかなと思うところがございます。

一部、モデル事業についてです。地域協議会のモデル事業について、協力、連携体系をどうしていくかというところがございますけれども、私ども先ほどのお話を聞いて直感的に思いましたのは、都道府県、市町村、それぞれでつくられていったときに、それぞれから私ども協会のほうに問い合わせが入るという状況も対応するには難しいのかなと思っておりますので、どこで一元的に集めて、どこで調整をしていくかという仕組みづくりというところで知恵を出していきたいと思っておりますので、すぐアイデアはないところではございます。

石川委員長 ADRみたいなものはやってらっしゃいますか。いわゆる司法外の紛争解決の

仕組みのようなものは協会としては持ってらっしゃいますか。

西山氏 いえ、そういった仕組みは特に持っていません。

私が書きとめたメモに対しての意見は以上でございます。

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、日本旅行業協会様、お願いします。

田中氏 では、日本旅行業協会バリアフリー旅行部会の田中と申します。

御質問の全てが旅行業に関してではないかと思いましたが、こちらで確認できたところとして、まず最初に石野委員から御指摘がございました聴覚障害の方の御旅行参加の拒否というところについてなのですけれども、この問題は確かに我々としても認識をしております、こういう事例があるというような認識はしてございます。

それに対して、当バリアフリー旅行部会としては、やはりそういった問題を改善すべく、先ほど少し御説明しましたハートフルツアーハンドブックというもの、コミュニケーションカード、こういったものを全て日本旅行業協会のホームページに掲載し、どの会員会社でも取り出して使えるようなある種マニュアルですとか、このコミュニケーションカードはお客様にスケジュールを御案内するとか、例えば注意事項を御案内するというものをつくっている。こういったものを使って、そういった聴覚障害の方々の御参加をより積極的にというようなアプローチをしております。私どもの宣伝がまだ十分でないので、こういう活動をしていてもまだ周知されていないところが残念なところですが、そういう形で会員会社に対してより前向きに対応するようセミナーも行ってあります。

先ほど別のお話で、辻井委員の御指摘、航空協会との協調ということについては、バリアフリー旅行部会が会員会社向けにやっておりますセミナーでバリアフリーのセミナー、こういったお手伝いの必要なお客様、御高齢のお客様、こういった方々の受け入れの仕方について、実は航空業界と一緒にセミナーをしているという事実もございますので、引き続きこれについては前向きにしていきたいと思っております。

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、全国旅行業協会様のほうに、今の御意見と重なる部分は割愛していただき、何かそれ以外にもし特にございましたらお願いいたします。

有野氏 そうしますと、先ほどの協議会の関係でどのように対応したらという御質問を野澤委員様からいただきまして、私ども、この障害者差別解消支援地域協議会につきましては、国と地方公共団体の機関が構成員となっているということで法律が定められております。そういう意味で、国の地方機関でありますと旅行、観光に関しますと、地方運輸局が関係しているのではないかと思います。そのような機関が参加されているのであれば、またそちらのほうを通じまして、観光庁さんのほうから私ども協会のほうに情報がいただけるのではないかと思います。そういった形で、この協議会におきまして課題となった時点、いろんな問題の解決をすべき事項がございましたら、観光庁のほうから情報をいただきながら、日本旅行業協会さんと一緒に検討していきたいと思っております。

以上でございます。

石川委員長 ありがとうございます。

時間が予定よりも超過しておりますが、私の向かって右側のほうにまだ発言の機会を提供していないので、御意見はなしで、御質問だけということにさせていただきます。簡潔に、一番重要な質問だけ。

では、阿部委員、まず。

阿部委員 日身連、日本身体障害者団体連合会の阿部といいます。

私は、下肢障害がありまして、この頃は搭乗前に、杖を所持して待機していると何かお手伝いすることがありませんかと合理的配慮を言い出しやすい仕組みを航空業界さんがなさっていて、とてもありがたいことだと思います。

それで、私の場合、途中、小さい飛行機を利用する場合には、バスで移動するときがあり、車内で座れないとたいへんです。これまでの経験から、そのことを自分は下肢障害者でバスで移動するとき大変なのだというお話をすると、もちろん、その乗るところでも配慮してくれますけれども、これは到着のところでも配慮してくれる場合もあれば、実は私がかたく伝えられなかったのかもしれないけれども、到着した空港ではその配慮がなくて困ったというようなこともあります。これは恐らく過重な負担にはならないと考えられますので、この連携をうまくとっていただくことは私たちにとってとてもありがたいことだと思います。

それから、もう一点、きょうは該当するのかわかりませんが、保安検査場で補装具を利用していると、金属が入っていますので止められてしまいます。保安検査していただくのですけれども、そのことによって、後ろから続く方々がストップする場合と、検査をしながらでもスムーズに流れる場合があります。やはりストップになると私たちも心の負担がとても大きいので、保安検査が航空会社さんなのかどうか分からないのですけれども、その辺のところ、保安検査をしていただくのは構いませんけれども、そのことによって搭乗手続が、保安検査の手続が停止してしまうと、私たち自身の心の負担も大きいので、その辺についても空港会社そのものなのか、旅行会社でもないのかもしれないけれども、空港設備の会社になるかもしれないけれども、合理的に配慮していただけるようになればいいなと思っています。

石川委員長 ありがとうございます。

では、河井委員、お願いします。

河井委員 手短にお話しさせていただきます。河井と申します。

私は肢体不自由者父母の会の会員でありまして、重度重複の子供たちが多くおります。そうすると、排泄のコントロールができずにおむつを利用している者が大変多くございまして、通常的生活範囲ではどこでおむつがえができるかということは把握しているのですけれども、観光地に行きますと全くわからない状況があります。ですので、旅行業界の方におかれましては、そういった観光地でおむつがえのできるベッドのあるトイレがどこに

どれだけあるのかということの情報を収集していただいて、その情報の提供をお願いしたいと思います。

あと、航空、飛行機に関しましては、機内でおむつがえができないと私は認識しているのです。子供が小さいうちはベビー用のベッドでできるのですが、そこからはみ出す大きさになったときに、子供を連れて飛行機に乗ることを断念しました。今後、航空機の設計とかをされるときに、そういった1カ所だけでもちょっと大きい個室をつくっていただいで、そういった配慮をしていただけると大変ありがたいと思います。お願いします。

以上です。

石川委員長 先ほど発言をお認めしなかった三浦委員長代理、済みません、どうぞ。

三浦委員長代理 1点お尋ねいたします。15ページ目に、全地航さんが不当な差別的取り扱いの基本的な考え方として搭乗・降機の順番の指定を挙げておられます。搭乗が最初で降機が最後ということが記載されていて、これは100人以上の航空機も同じような国内運用だと思います。私は、身体障害者の方々の施設の協議会関係者ですが、20年前からオーストリアなどの航空機を使いますと、真逆の判断といいましようか、最後に乗って最初に降りるといふ、当事者の方には非常に楽な運用がなされていました。これらを含めて考えますときに、これが法に位置づけられるものかどうかは私はわからないのですが、その運用の見直しと、あと合理的配慮はサービスマニュアルを超える個別支援だと思っておりますので、その個別支援を充実させていただきたいというお願いを込めまして、質問ではありませんけれども、意見です。

石川委員長 ありがとうございます。

ほかに清原委員と柘植委員も手を挙げていらっしゃったのですが、時間の関係もございしますので、申しわけありませんが、切らせてください。済みません。

まず、阿部委員からの質問に対して、地域航空協会様、お願いします。

松井氏 この案件につきましては、まさに連絡、コミュニケーションだと思いますので、どの程度のお手伝いが必要なのかということは個別にあると思いますので確認が必要だと思いますが、今お伺いした範囲であれば連絡の問題だと思っています。

石川委員長 ありがとうございます。

それから、河井委員からありましたおむつがえができる場所のデータの提供、旅行業協会様への御要望ということだったのですが、あるいは自治体のオープンデータみたいなもので提供していただくという可能性もあるかと思うのですけれども、旅行業協会様のほう、今度は全国旅行業協会様、お願いします。

有野氏 全国旅行業協会でございます。

先ほどの観光地での河井委員からのおむつがえできるベッドの場所等につきまして、具体的にどのような場所があるかということも、その観光地の関係の自治体、関係機関とも連携しながら、できるだけ情報を集めまして情報提供できるように今後とも努めていきたいと考えております。

以上でございます。

石川委員長 ありがとうございます。

時間が超過しておりますので、このパートはここまでとさせていただきます。4団体の皆様、どうもありがとうございました。

パート3は4時に開始いたします。

(休 憩)

石川委員長 再開します。事業者および行政庁の皆様について御紹介を事務局からお願いいたします。

加藤参事官 このパートでは、全国宅地建物取引業協会連合会政策推進委員長の小林様。警察庁長官官房総務課参事官の松坂様。

法務省大臣官房秘書課付の初又様。

刑事局参事官の佐藤様。

矯正局成人矯正課企画官の花村様から意見を伺います。

以上です。

石川委員長 それでは、全国宅地建物取引業協会連合会の小林様からよろしくお願いたします。

小林氏 御紹介いただきました、全国宅地建物取引業協会連合会の政策推進委員長をやっております小林と申します。早速説明させていただきます。

まず、私どもの組織概要を簡単に御紹介いたします。

私どもは、全国10万社の宅地建物取引業者で構成されております。その多くは地域密着型の中小零細企業で、不動産の売買や賃貸の仲介等を主な業務としております。

それでは、個別の説明に入りますけれども、御案内のとおり、不動産には一般の物品サービスと異なる特殊性がございます。そのため、今回の問題の整理に当たりましては、不動産の特殊性を踏まえた幾つかの前提を御理解いただく必要がございます。簡単に御紹介いたします。3点ございます。

まず1点目でございます。不動産の契約締結手続、これに関しましては、売買・賃貸双方が問題になること。そして、いわゆる制限行為能力者制度、これが適用される場合には、当該制度により契約の有効性等は確保されますので、契約手続上の問題は回避できます。ただし、契約内容は不動産ごと、契約者ごとに異なることから、画一的な取り扱いが難しい、そういうことに御留意をいただく必要がございます。

2点目、特に賃貸借契約でございますけれども、賃貸借関係は、継続的な関係でございます。障害者の方が飲食店や公共交通機関等を利用する、そのような場合のような一時的な問題と異なる側面がございます。賃貸物件で多数を占める共同賃貸住宅、賃貸マンションあるいはアパート等でございます。

そこでは、同一建物内で生活をする別な入居者、この方たちへの影響も考慮する必要があることなど、特殊性を考慮する必要があります。また、賃貸住宅、経営者は、小規模零細事業者が多数であること。これにも御留意をいただきたいと思います。

3点目でございます。賃貸人には賃借人に対して、物件を目的に従って利用していただく法的な義務があるということでございます。住宅の場合、住居として利用するに当たり、通常有すべき安全性、これを備えた物件を提供することが求められます。また、土地の上にある工作物の瑕疵、これにつきましては、通常有すべき安全性の欠如という問題がございますが、これに伴う事項等に対して、無過失の損害賠償責任を負っております。したがって、賃貸借をする際には、一般的に賃借人御自身や他の居住者の安全性、これは賃借する部屋のみならずエントランス、廊下、階段等の共用部分、これを含めた建物全体の安全性でございますけれども、これを確保できるかが賃貸人にとっても重要となります。

その一方で、規模や形態、建築時期の異なる賃貸住宅におきましては、現状では専用部分、賃借部分でございますが、これと共用部分を含めましてユニバーサルデザインとなっているものは多くない、このことに御留意をいただきたいと思います。

以上のような市場特性がある中で私ども宅建業者は契約成立に尽力する仲介業務や物件の管理業務等を行う、いわゆるプレイヤーとしてかかわっております。買主や賃借人に安心、安全な住宅等を提供することは、私どもの重大な責務ではございますけれども、物件の供給元である売り主や賃貸人の意向、これは私どもが行う仲介や管理等の業務運営に大きな影響を及ぼすことに御留意をいただきたいと思います。

以上の前提を踏まえた上で、各設問について特に申し上げたい事項のみを説明いたします。

まず、不当な差別的取り扱いの基本的な考え方に関する部分ですが、設問1、2にありますように、例えば契約時において、建物の構造や設備、共用部分の状況等から、障害者である賃借人の安全性が確保できないことが明らかな場合、そのことを理由に契約を拒否することや、賃借人自身を含め周囲の安全・安心な居住環境の確立のためには、親族や支援ネットワーク等によるバックアップ体制が必要である場合において、障害者の方の側において当該バックアップ体制が確保できないことを理由に契約を拒否すること。

障害者が日常生活の上で物件内に一定の設備等が必要とされる場合において、賃借人の負担で当該設備を設置し、退去時に撤去等の原状回復を行うことなどを賃貸条件とすること。

賃借人の現在の状況等につきまして、客観的な情報がありませんと、賃貸人の理解を求めることが困難な場合がございます。賃借人の現在の状況や日常生活上の留意点、これらにつきまして信頼性ある第三者を介しての情報提供を求めること。

こういったケースは正当な事由がある場合として御配慮いただきたいと思います。

続きまして、設問1 - 4の合理的配慮をする場合の何が過重な負担となるかという点でございます。

その判断要素として、賃借人が障害者であることをあらかじめ想定した建物や設備である場合、またそうでない場合、あるいは賃借人にバックアップ体制がある場合とそうでない場合、これらの場合では配慮に要する賃貸事業者・宅建業者・管理業者、これらの負担が大きく異なります。それぞれの場合ごとに当該配慮に要する能力、時間やコストを踏まえ、過重性を判断する必要があるものと考えます。

過重な負担の具体例としては、契約時において、筆談等を超えて、重要事項説明書や契約書、これをあらかじめ点字化等しておくこと。

従前はユニバーサルデザインではない建物や設備につき、賃借人の負担で所定の設備等を整えること等は、事業者に求める負担としてはかなり過重であると考えます。

続きまして、設問1 - 5の行政機関における差別解消への取り組みにつきましては、既存の建物等につき障害者も安心して利用できるようにするためには、建物、設備等の改造等が必要となるケースがあるため、設備等への改造に要するコストにかかわる一定の支援方を構築すること、また、賃貸借契約期間中等にトラブルが生じたとき、賃貸借の特殊性を踏まえ、かつ公正、中立な立場で迅速に処理できる紛争処理体制の確立と支援等を要望いたします。

最後になりますけれども、5の上記以外の事項についてでございます。

事業者と一口に言っても事業の形態、規模、障害者のかかわり方等、個々の事業ごとにそれぞれことなる特殊性がございます。不動産、とりわけ賃貸住宅事業に関しましては、冒頭の前提でそのことを明示いたしましたけれども、基本方針の作成に当たりましては、このような事業の個別性に応じて異なる取り扱いがなされること、もしくは異なる取り扱いが許容されること、これを明記していただきたいと考えます。

また、具体の場面を想定した場合、障害者及びその支援者側で一体の対応が必要なことも少なくないので、障害者側向けの記載も必要ではないかと考えます。また、一般国民も法4条で一定の責務を負っておりますので、事業者、障害者、行政、一般国民、全てが障害者差別の解消に向けて取り組むべきであるという障害者差別解消法の本質、これを改めて基本方針に記載することも必要ではないかと思えます。

以上、要点のみ説明させていただきました。ありがとうございました。

石川委員長 小林様、ありがとうございました。

それでは、次に、警察庁の松坂様、よろしく願いいたします。

松坂氏 ただいま御紹介いただきました警察庁の企画参事官をしております松坂でございます。

私からは、警察における障害のある方への対応につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

まず、警察では、警察職員の職務倫理及び服務に関する規則というものをつくってありまして、その中の職務倫理の基本という項目で、人権を尊重し、公正かつ親切に職務を遂行することをはっきりと記載しております。これを基本原則としまして、警察庁としては、

障害を持った方が警察の窓口等を利用される際、配慮すべき事項について記しました障害を持つ方への接遇要領あるいは人権に配慮した警察活動のための手引といった資料を作成し、全国警察に配布するなどして、障害を持つ方の障害の種別に応じ、適切な対応、配慮がなされるよう取り組んでいるところでございます。

例えば交番につきましては、新設をする際に、入口にスロープや点字ブロックを設けるなど、バリアフリー化を進めております。また、警察施設は古いものもまだまだたくさん残っておりますが、そういったものも含めまして全ての施設で歩行などに障害のある方が来所した場合には、在所する警察官等が介助するなど臨機応変の対応を進めております。

あるいは話し言葉によるコミュニケーションに困難のある方などに使っていただくことを目的に、コミュニケーション支援ボードを作成しまして、全国の交番などに配布しているところでございます。

また、聴覚や言語に障害のある方が犯罪の被害に遭われたり、あるいは犯罪を目撃した場合については、警察への緊急通報ができるよう、全国警察でファックス110番あるいはメール110番といったものを導入しております。また、こういった方からお話を伺う際、必要に応じて御家族に御同席をいただくなど配慮を努めているところでございます。

一方、障害のある人が被疑者または参考人となった場合についてであります。犯罪捜査規範に、取り調べに当たって被疑者あるいは参考人の特性を十分に理解し、時間、場所などに配慮するとともに、供述の任意性に疑念が生じることのないよう、その障害の程度等を踏まえ、適切な方法をとることを記載してございます。また、これを受けまして、具体的に警察庁から発出をした通達において、障害の種別ごとに留意すべき事項を指示しているところでございます。

以上のような取り組みを警察として進めている中で特段御意見というわけではないのですが、資料に2点記載をさせていただきました。お手元の資料の33ページ、1 - 2というところでございます。

取り扱いが本人もしくは他人の生命等に対する危害の防止または公共の安全等の維持上、必要と認められる場合等は、正当な理由があると考えするという意見でございます。

私ども警察が所管をしている法令の中には、危険物の取り扱いに関する法令が多数ございます。そういった危険物の取り扱いなどを始めとする取り扱いに慎重な配慮が必要とされるものにつきましては、物の性質上、一定の条件を課しているところでございます。こういったものは、公共の危険を防止するという観点から、必要な制限と考えていることに御理解をいただきたいと思えます。

また、先ほども御説明申し上げました被疑者等となられた場合の取り扱いにつきまして、34ページの5、上記以外の事項のところ、ただいま御説明申し上げましたような警察の今の取り調べにおける配慮について記載させていただきました。こういった点につきましても御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

警察におきましては、今後とも引き続き不当な差別的な取り扱いというものが無いよう、

障害者差別解消法等に基づき、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。どうぞ引き続き御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

石川委員長 ありがとうございます。

続きまして、法務省の初又様ほか皆様、お願いいたします。

初又氏 法務省でございます。今、紹介をしていただきました、私は法務省の大臣官房秘書課の初又と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、今回、基本方針に関するこうした意見交換の場を御用意していただき、ありがとうございます。法務省は法務行政を所管しております。日ごろ市民の皆様とも接する機会の多い職場だと考えております。多くの職員がおりますけれども、これらの職員に対し、やはり障害者の皆様方に対する配慮といったようなものがきちんとできるように、今後とも教育、教養を深めていきたいと考えているところでございます。また、こうした基本方針の策定について、法務省としましても、皆様とともに一緒に考え、御協力をさせていただきたいと考えております。

今後、基本方針に基づき、障害者の皆様方に対して私たちの職員が適切に対応をするため、対応要領を作成していくこととなります。これに先立ちまして、本日は法務省から、特に時間もございませんので3点に絞って御説明、お話をさせていただきます。

1つは、まず職員研修に関する事、刑事手続に関する事、刑務所などの矯正施設に関する、この3点をお話しさせていただきたいと思っております。

早速ではございますが、資料の36ページをごらんください。下のほう、1 - 5のところから御説明をしたいと思います。

まず、研修についてということで、どのような取り組みをするべきであろうかという問いがございましたので、法務省のほうから少し意見を書かせていただいております。

まず、法務省では、従前から各職員に対して、障害者の皆様方に対する配慮、こうしたものをきちんとしていくようにということ各局などが中心となりまして指導してまいりました。こうした研修は、今後ともさらに皆様方の状況などを踏まえて発展させて、さらに深めていきたいと考えております。

そして、国の行政機関が行うこうした取り組みについては、やはり著しく整合性を欠く事態は避けるべきであろうと考えていますし、また、可能な限り必要な調和を図っていくことが望ましいと考えております。

また、法務省は、全国津々浦々に役所がございます。職員も多数の職員が全国に散らばっております。これらの多くの役所で、また職員が徹底した研修、それからレベルの一定の研修を受けるために、例えば私たちとしては、専用のDVDをつくってそれを閲覧する方法であるとか、あるいはコンピュータの端末、それを通じて今eラーニングというような方法なども行えばよいと思っておりますので、そうしたことを通じて津々浦々の職員、仕事に応じた教育をしていきたいと思っておりますし、ほかの省庁の皆さんが配慮する、

当然役所として配慮しなければいけないことはぜひ統一的に教育をしていきたいと考えております。

そういった意味で、これは1つ我々としてはきょう主催をしていただいております。お願いでもございますけれども、各府省庁、これが一堂に会する合同研修なども開いて、互いに意見の交換しながら進めていけたらよいのではないかと考えております。

研修についてはこういったところでございますけれども、私たちは従来からほかの省庁とも協力して研修の方法をいろいろ工夫してまいりました。先ほどDVDを使ったらいかがという話をしましたが、従前も内閣官房等から各省に対し研修用のDVDが作成され配付し、それを使って教養を深めてきたということもございました。ぜひそうした取り組みを今後とも協力しながらできたらいいなと考えております。

続きまして、刑事手続に関することについて刑事局の担当者から説明をいたしたいと思います。

佐藤氏 法務省刑事局の参事官をしております佐藤と申します。よろしく願いいたします。

私からは、刑事手続についてどのような配慮がなされているかという実情を御説明いたします。

刑事手続といいますと、犯罪が起きた場合に主に警察が犯人、被疑者を逮捕して、その後、検察庁に事件が送致されて、そこで検察官が起訴をするか、あるいは不起訴にするかという判断をして、起訴をした場合には今度は裁判、刑事裁判になる。その後、有罪判決が出れば、場合によっては刑事施設に行くと、このような一連の流れを称して刑事手続と言いますが、それについてどのような配慮がされているかということを説明します。

大きく分けると、そのうち前半が捜査にかかわること、後半が公判、裁判にかかわることですので、それぞれについて御説明いたします。

まず、捜査手続における配慮ですが、被疑者となった方には、当然権利の告知をしなければなりません。その権利の告知の内容は、弁護人を選任する権利であるとか、あるいは取調べに当たって言いたくないことは言わなくていいという黙秘権の告知があります。

刑事訴訟法上必要とされている逮捕状、搜索差押令状などの提示、それから、先ほど申し上げました逮捕の際の弁護人選任権の告知、被疑者取調べの際の黙秘権の告知という手続は、相手方の権利を保護するためのものでありますので、相手の方がその内容を十分に理解することができるような適切な方法で行わなければなりません。

障害をお持ちの方に対してこれらの手続を行うに当たりましては、聴覚障害者に対する手話通訳などの利用、あるいは知的障害者の方に対する分かりやすい言葉での説明など、障害の内容、程度に応じた適切な配慮を行い、実質的に権利の保護を図ることが必要になります。

もし、そのような配慮を欠いた場合どういうことになるかということ、当然逮捕の手続が違法となり、裁判所がその後の勾留手続を認めないということになりますし、作成された

供述調書について、任意に供述がされたものではない疑いがあるとして証拠能力が否定される場合があります。

また、取調べの方法ですが、被疑者や参考人に対する取調べというのは、当然対象者の特性を考慮して適切な方法により行うことが必要です。障害をお持ちの方が被疑者になる場合もあれば被害者になる場合もありますが、いずれについても適切な配慮をしなければならないわけです。そこで、捜査実務におきましては、知的障害者などの方に対しては供述特性を踏まえた分かりやすい発問、質問を行うこと、聴覚障害者の方に対して手話通訳や筆談を用いること、また、必要に応じて検察官らの捜査官が自宅や病院などに赴いて、保護者や医師の方の同席のもとで事情聴取を行うなどの配慮を行っています。

また、検察当局におきましては、現在、被疑者の身柄を拘束している事件で、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件及び精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件について、取調べの録音・録画の試行に取り組んでいます。

これまでこの録音・録画の試行に取り組んできましたが、本年10月からは試行を終えまして本格実施、もうこれからはずっと実施していくことを決めて実施する予定であります。

次に、公判に関する配慮ですが、こちらは刑事訴訟法ないし刑事訴訟規則上の規定として以下のようなものがありますので、それらを適正に活用するということとなります。

かいつまんで申し上げますと、まず、障害をお持ちの被告人に関するものとしては、一定の場合に裁判所が職権で弁護人を選任するという制度があります。また、被告人が心身喪失の状態にある場合などは、公判手続を停止するという制度があります。

また、障害をお持ちの証人の方もいらっしゃるわけですが、こうした方々については、心身の状態等に応じて証人を保護する制度があります。例えば傍聴席から見えないように遮へいをする、あるいは介護の方が証人尋問に付き添う、あるいはビデオリンクということで別のところからビデオで中継する、こういった制度が既にあります。

また、被告人、証人に共通するものとしては、聴覚障害者等に対する通訳あるいは書面による尋問、こういった制度もございます。

以上、刑事手続に関する配慮の例を説明させていただきました。

初又氏 続いて、矯正施設に関することについて矯正局の担当者から説明をいたします。

花村氏 法務省矯正局成人矯正課で企画官をしております花村と申します。

私のほうから、矯正施設の関係についてお話をさせていただきます。39ページのところになります。

矯正施設、これは罪を犯したことによりまして裁判所等で有罪の判決などを受けますと、一定期間施設に拘禁、収容されるということになります。刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所などを総称いたしまして矯正施設というふうに申し上げております。

今回、この基本方針の作成に当たりまして、矯正施設につきましては、他の行政機関と

あわせて検討を行うことで十分であり、それを超えてまで矯正施設の処遇、処遇というのは矯正施設の中で生活する者、受刑者でございますとか少年院に入っている少年など、これらの者に対する取扱い、英語で言いますとトリートメントという言い方になりますけれども、そういった取扱い全体について申し上げて使っておる言葉でございます。例えば刑務作業に従事するであるとか、教育を受ける、職業訓練を受けるなど、生活全般に關してのことでございます。その矯正施設の処遇に關しまして、特例的に検討をすべき必要性までは認められないものではないかと考えているところでございます。

その理由、2つ目の のところに記載をさせていただきました。矯正施設、中でも刑事施設、これは刑務所、少年刑務所、拘置所について刑事施設と申し上げておりますけれども、この刑事施設につきましては、刑事収容施設法、正式な法律の名前は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に關する法律と申しますけれども、刑事収容施設法に基づきまして、また少年院及び少年鑑別所におきましては、少年院法等その他関係例規に基づきまして、個々の受刑者や少年など被収容者等の状況や特性に応じた処遇を行っておるところでございます。

必要とされます配慮につきましては、こういった受刑者、少年など被収容者等の障害の程度などを踏まえまして、個別具体的に判断されるものであらうと考えておりまして、これを類型的にその内容を定めるといふようなことはなかなか難しい、到底困難と考えておるところでございます。この点について御理解をいただきたいと考えております。

また、刑務所、少年刑務所、拘置所、刑事施設におきましては、刑事収容施設法上、受刑者と被収容者などによります不服申立制度が設けられております。また、この制度のほか各刑務所、少年刑務所、拘置所には、刑事施設視察委員会というふうな第三者の入りました委員会を置くこととされております。この委員会のメンバーは、弁護士さんでございますとかお医者様、それから地方自治体の職員など、刑務所以外、外部の有識者の方々が刑事施設の運営に關しまして意見を述べる仕組みということが設けられております。

また、同じような制度でございますけれども、平成26年6月に少年院法と少年鑑別所法が新たに成立をいたしました。この新しい法律のもとでも少年院、少年鑑別所にこういった視察委員会を置くというふうにされております。

以上でございます。

初又氏 法務省からは以上でございます。また、基本方針の案が示されましたときには、私どもとしても積極的に検討し、また意見交換などをさせていただければと考えております。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、残り時間、約15分ぐらいですけれども、委員からの御質問を受けたいと思います。今度は正面に向かって右側、つまり、大河内委員から大濱委員まで。

川崎委員、ではお願いします。

川崎委員 精神障害者の家族会の川崎と申します。

実は、宅地建物協会の方に少し意見と質問をさせていただきたいと思いますが、現在、精神障害者に関しましては、国の方針といたしまして、地域移行ということが強くうたわれておりまして、かなりの数の精神障害者が地域移行をしようとしているのでありますが、これがなかなか現在進んでいないという実情もあります。それはやはり住まいの問題ではないかと思うのですが、住まいといたしましては、やはり今グループホーム等があるのですが、なかなかそれも需要に足りていないということで、家庭に戻る方もおりますが、家族が高齢化しておりましてなかなか家で世話をできないということで、やはり御本人たちはアパートでのひとり暮らしを望むわけなのですが、その際、精神障害者ということで実は大家さんのほうから断られてしまってなかなかひとり立ちができていないというのが実情であります。

この精神障害者の地域移行の一番大きな要は、地域でひとり暮らしできるということだと思うのですが、そのための支援としてアパートでのひとり暮らしを私ども家族は望むところなのですが、ここでネックといたしまして、大家さんの精神障害者を受け入れられないという偏見と、それから、保証人問題というのがかなり大きくありまして、その2つを何とかクリアさせていただきたいと思っております。現在、地域でいろいろ温度差がありますが、かなりこれが進んで取り組んでいるところもありますので、そういう好事例を参考にしながら、精神障害者が地域移行をできるような住宅の確保ということで、ぜひともアパートでの契約がスムーズにいくような、そのようなお考えをお聞きしたいと思います。

以上であります。

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、清原委員、お願いします。

清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

法務省の方に質問させていただきます。今回、重点的に御説明いただきましたのが「刑事手続における障害者への配慮の実情」でした。「捜査」、「取り調べ」、「公判」、そして「矯正」とここまで御説明いただきました。きょうは担当者の方が恐らくお見えでないのかもしれないのですが、やはりその先の「更生保護」についても法務省では力を入れてくださっています。特に、障害者の「更生保護」については、厚生労働省と連携をしながら最近取り組みを進められていて、居住支援や就業支援等を含めた更生保護についてお力を入れていると承知しています。

きょうは「矯正」までのお話だったのですが、おわかりになる範囲で「更生保護」における障害者に対する配慮の実情や今後について補足をしていただければありがたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、今、お二人だけだったので続けて向かって左側のほうの。

では、まず佐藤委員、お願いします。

佐藤委員 佐藤です。ありがとうございます。

全国宅地建物取引業協会連合会様に2つ御質問があります。

まず1つ目はお願いなのですが、今、川崎委員が言われたのと同じなのですが、私たち地域移行ということで入居施設あるいは親もとからひとり暮らしをするときに、一番大事なのはまず住まいの確保なのですが、これは非常に見つかりにくい。率直に言うと、障害があるから入居を断られるということは非常に多いのです。私自身もそういう経験を何回もしております。ですので、ぜひそこを改善していただける、そういう方向に導いていただきたいという、これが1つお願いです。

2つ目、これが御質問なのですが、27ページ、1 - 2のところ(1)のバックアップ体制という言葉がありますけれども、これは具体的にどのようなものを想定されているのか。こういった障害の方にこういったことを求められているのかということをお教えください。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。

では、続きまして大日方委員、お願いします。

大日方委員 ありがとうございます。私も宅地建物取引業協会様に1つ質問させていただきます。

今の佐藤委員からのにも関連するのですが、1 - 2の(1)及びの賃借人の安全性が確保できないことが明らかな場合あるいはのバックアップ体制が必要である場合というのは判断者が誰になるのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。

ここまでのところでまだ発言されていない方で小林様に御質問のある方はいらっしゃいますか。

では、石野委員までお聞きします。

石野委員 全日本ろうあ連盟の石野です。

3年前になりますが、東日本大震災の後、障害者にとって住宅の確保が非常に困難だという問題が起こってまいりました。家を探すというときに、障害者という理由で断られる例を聞いております。実際にそれが事実かどうか伺いたい。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。

そうしますと、整理しますと、川崎委員、佐藤委員、大日方委員、石野委員から、障害を理由として賃貸契約を断られるケースがあるように思うけれども、これについて協会として何らかの取り組みについて、あるいは御意見等あればというお話だったかと思えます

ので、小林様、お願いできますでしょうか。

小林氏 まず、一番初めの川崎委員さんからの御質問ですけれども、精神障害者さんの地域移行ということで進んでいない理由。これは先ほど御説明の中で申し上げましたとおり、私どもは家主さんに対しては仲介する立場でございますので、なるべく受け入れしていただくようにお話しいたします。ただ、現実を見ると、トラブルの事例もかなり多いのです。後からも御質問がありましたけれども、従前からの居住者の安全性とかこういうこともあるのですが、トラブルになった事例でここでは具体的にはお話ししないつもりでありますけれども、安全性というところでいうと、もう極端に言うと生命の危険性まであった事例もございます。

そういう意味で、なかなか賃貸人さんを説得することも難しいということも1つありますけれども、賃貸人さん自体もかなり零細な規模で、御自分も共同住宅の中にお住みになりながら3室もしくは4室ぐらいの昔から言う木造のアパート、こういうものをお持ちの方、私は東京ですけれども、いまだにまだこういうところが多いことが実情です。特にそういう木造の共同住宅の場合ですと、もう壁もかなり防音性が低いので、大声を出すと聞こえてしまうとか、小さなトラブルも発生しがちになるということもありまして、ただ、生活保護の方が役所の方がお連れしてお部屋を探す場合などは、私ども本来そういうことはいけないのかもしれませんが、実際に障害は何が障害なのかを教えていただけないことがほとんどなので、仲介する側として精神的障害の方については、やはりトラブルになった事例から考えても慎重にならざるを得ないという部分がございます。

ただ、設備的に、いわゆる鉄筋もしくは鉄骨の建物で遮音性とかあるいは隣室からの独立性、こういうものが高い場合には何とかお願いをして入れていただいた事例も幾つかございます。済みません、4人の方に御質問いただいているのですけれども、まとめて話をさせていただきたいと思います。

バックアップ体制の御質問がお二人からありました。これは何を言っているかという、東京都ではないのですけれども、ほかの道府県の協会は、このバックアップ体制、いわゆるネットワークをつくって成功している事例も実はあるのです。このバックアップ体制は、システムとして中心にまず病院があります。それで、この入居者と病院をつなぐ間にNPOの法人の方が入っていただいて、我々管理者がその間に入っている。こういう体制があると比較的運営ができるのではないかと感じておりますが、東京ではまだそういう事例ができていないのが事実です。

あと大震災のときの住宅確保につきましては、障害者の方を断ったという事例は、済みません、私の耳には入っておりません。関東、東京都を初めとして関東近県の、あるいは関東以外の県でも東日本大震災のときには、被災者の住宅をあっせんするために私どもも家主さんを説得して数多くのお部屋を提供させていただいている実績がございます。

以上で全部お答えできているかと思えます。

石川委員長 ありがとうございます。時間の関係で急がせて済みませんでした。

あと何人か手が挙がっておりまして、警察庁、法務省への質問ということでもう一度改めて確認させていただきます。

野澤委員と辻井委員です。では、お三方、済みませんが簡潔にお願いいたします。3人までで切らせてください。ごめんなさい。

まず、野澤委員。

野澤委員 ありがとうございます。警察庁と法務省の方に御意見を聞きたいというか言いたいことと聞きたいことがあります。知的障害とか発達障害の方へのいろんな対応を今言ってくださったのですけれども、やはり身近なところで被害に遭うも多いし、加害、容疑者になるのも多くて、これはもうどこの国でもそうなのです。どこの国と言っても私は限られていますけれども、イギリスに行ったって、アメリカへ行ったって、オーストラリアに行ったって、どこもやはり困っていて、彼らは見た目が普通に見えて、やりとりがそれなりにできてしまうために、全く誤解されてしまうわけです。

その障害特性を理解して聞くのと、理解して聞かないのでは意味が全く変わってしまうのです。意味が全く変わったまま刑事手続をとられて矯正、更正のほうに行くとなると、本人の矯正にもならないし、ひいては社会の安全にもならないという、全くミスマッチがそこで起きていて、それは何とかしたいというので、それぞれの国も取り組んでいて、例えば取り調べの障害者、こういう障害特性に詳しい人の立会だとか、コミュニケーションをいろいろ配慮したり、あるいは一番重視しているのは、取り調べる人や関係者の研修ですね。障害の理解をちゃんとしてもらうという研修。

我々の側も日本でもそれなりにやってきて、我々も例えば10年前にアメリカでそういうのをやっていると聞いて警察庁にお願いに行くと、警察官向けのハンドブックも我々つくって全国に全部配ってもらって一斉にあちこちで研修をやってもらったりして。ところが、やりましようと言ってくれていた人がいるといいのですけれども、その方が異動でいなくなるというの間にかぼしゃってしまって続かないのです。千葉県などではここ最近、毎年新任の警察官に警察学校で500人、600人相手にやっていただいている。こういうのをやっていくと、たった一度でもこういう話を聞いて現場に出ると、全く知らずに出るのでは全然違うと思うのです。

例えば法務省でも私も何度か毎年行ってやっていますが、裁判官向けの研修というのをやらせていただいているのです。これは法務省の人権擁護局長様と私とで、人権擁護局長は代々裁判官ですね。3代続けてもう4～5年やっているのです。そうすると、裁判官の方が物すごく反応がいいのです。やはり困っていたと。これはどうなのかなと実際思っているというのです。それだけ強いニーズがありながら、なかなかそれが広がっていかない。あと狭いルートでしか広がっていかないというのはとても残念なのです。

障害者が刑事手続にかかるケースはとても数多くて、いわばヘビーユーザーなわけです。刑事手続においてはヘビーユーザーであることと、合理的な配慮がないために、理解がないために起きることは物すごく甚大なのです。だから、これは個々の人的なルート

で、ベストプラクティスでやっているようなものではもう全然足りないと思っているのです。やはり何らかの制度できちんと恒常的にやっていくようなものをつくらないといけないと思っているのですが、そういうのはできないでしょうかという、一方的にお願いをしているような質問になってしまいました。以上です。

石川委員長 ありがとうございます。

では、辻井委員、お願いします。

辻井委員 司法あるいは捜査等の手続の話は今野澤さんがおっしゃってくださったので全くそのとおりで、司法面接と研修をちゃんとしていただきたいということで、矯正のほうに関して。

今、野澤さんのおっしゃったことの続きですが、結局再犯をしてしまったという方たちの中で、知的障害あるいは発達障害については実態もまだ明確にされていないだろうと思うのですが、そういう方たちというのは、少なくとも今までわかってきている知見から言えば多いわけです。そうだとすると、「あわせて検討することで十分だ」ということは多分言えなくて、「個別具体的だから典型的にできない」という話も多分矛盾があって、それこそ再犯してというような形、それから、その後の保護観察のところでも保護司さんたちが十分理解できなくてというようなことが実際には生じてきているわけですね。矯正に関しては知的障害とか発達障害とかの特性を持つ方たちについて、もう一度その方たちについての人権が十分に配慮され、再犯をできる限り防いで地域の中で生きるようにしていくというような形については、少なくとも取り組むべき課題がかなりあるという認識をお持ちいただかないと、この資料は、実態というか現状がわかっているのかという話を、少なくとも知的障害、発達障害にかかわっている関連の人間から言うと申し上げざるを得ないということなのかなと思っています。

最大限、いい取り組みをたくさんしてくださっているのはよくわかっているのですが、何せ特に再犯等をしてしまう場合に数が多いという問題というのは考えざるを得ないのかなということを思います。ですので、その辺のところの認識について、もう一度御説明をお願いできればと思います。

石川委員長 辻井委員、ありがとうございます。私も同じことを質問したいと思っておりまして、人権的な観点とともに、再犯、矯正の目的を実現する上で、障害の多様性を考慮した矯正手法ということが求められているかと思っていますので、これについて後でお聞きしたいと思います。

最後に玉木委員、お願いします。

玉木委員 ありがとうございます。時間がないので簡潔に言います。

1つは研修について。多分説明があったように警察庁も障害を持つ方の接遇要領とかありますということを言われていましたが、所轄の警察署の生活安全課の人たちも同じことを言っているのです。それはどういうことかということ、内部で研修をやっていますから、よそからの意見などを聞く必要はありませんみたいな形で終わってしまっているの、そ

れと一緒に研修をさせてもらうことが、各地域の警察という形でできたらいいかなということが1点。

それから、法務省の方は各省庁合同で研修をやっていく必要があるということをおっしゃっていて、それはそのとおりだなと思っていて、人権ということの共通認識が本当に国民を含めてみんなどこまでできているのかという基本的な押さえをやっていかないということがあります。

それと質問なのですが、捜査手続上の権利の告知というところで、知的障害のある方にわかりやすく説明していますよということをおっしゃっていたのですが、誰がしているのかということが一番私は気になった。

もう一つは、矯正施設については、現行法でも特例に応じて対応しているから、これ以上変えることはやりませんみたいなことをおっしゃったのだけれども、今やっている矯正施設における個別性の矯正のあり方みたいな、もう一回検証していただいて、その上で本当に変更が必要ないと言えるのかどうなのかということをお願いしたいと思います。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。

では、松森委員、お願いします。

松森委員 松森です。

私からは、警察庁に対して2つ。

まずは、緊急時の通報についてです。警察は110番というのは、国民ならば常識であり、幼いころから自宅の電話番号と同じくらい重要だと教えられます。私も高校生までは聞かえていましたのでそうでした。でも、聴力を失い、電話にアクセスができなくなると何の意味も持たない番号になりました。

ファックス110番やメール110番での対応もあります。私も登録をしています。でも、それらは地域によってばらつきがあって、110というような単純な番号ではありません。そのために、完全に役割を果たしているとは言いがたいと思います。警察への通報ができないというのは、時として命にもかかわることです。特に母親という立場になると、子供の命を守る責任があります。

私も緊急時に電話をしてくれる人を探し回った経験が何度もありました。なぜ全国で統一した110番にかわるものがないのか、ずっと素朴な疑問として思っていました。

緊急の場合も通常の場合も、障害のない人と同等に警察へのアクセスが完全に保障されていないということについて、どのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

もう一つ、自動車免許の更新は警察の管轄なのです。ビデオに字幕をつけてくださったり、一部手話通話もつき始めていて、とてもありがたいことです。でも、今は講習会などには聴覚障害者自身が区や市の障害者福祉サービスの通話派遣を依頼して利用しています。しかし、本来は都道府県の警察行政として、警察行政のほうで通話の派遣、設置が必

要だと思っています。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、時間がありませんが、警察庁及び法務省のほうから、質問がいろいろ出ましたけれども、とりわけ差別解消法にかかわる質問に関してということで結構ですので、まず警察庁のほうからお願いします。

松坂氏 それでは、私から、今いただきました御意見などにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

まず、野澤委員からいただきました研修のあり方について、これを研修課程に入れるなどシステムのシステムチックに取り組んでいただきたいという御意見と理解いたしました。私ども警察の捜査において正しく聞くということの重要性はもう論をまたないところでありまして、等しく理解しております。我々、そういった能力の向上を努めているところではあります。今後とも引き続き私どもの研修の不断の見直しを進めまして、今いただいたような御意見がどういった形で反映できるのか、取り組んでまいりたいと考えております。そこは課題として私は受けとめたところでございます。

続きまして、玉木委員からいただいた御意見で、これも研修にかかわる御意見と理解しました。そういった警察学校、都道府県単位ではなく、より小さな警察署の身近な単位でいろんな研修などをできないかという御意見と理解いたしました。警察署の規模などさまざまな問題もあるところではあります。今、警察署ごとに、地域の方の御意見を聞く機会を設ける、地域の方の御意見を聞いて警察署を運営するという取り組みを全国を挙げて進めているところでございます。

そういった個別の場面において、地域に住まわれている方、障害のある方、ない方、等しく御意見が反映できるように、これも引き続き全国的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最後に、松森委員からいただいた2つのお話がありました。いずれの意見につきましても、警察の提供すべきサービス、警察の行う業務、これについてアクセスが確保できるように、警察として取り組んでもらいたいという御意見と受けとめました。重い意見と思います。今、直ちに何ができるというお答えができるわけではありません。予算などの制約も確かにございます。他方でやはり警察のサービスが本当に必要とされている方が必要なときに安心して使えるように、これは私ども警察に課せられた使命でございますので、いただいた御意見につきまして、私ども今後の業務を進めるに当たって、きちんと踏まえてできるところからかもしれません。一つ一つ取り組んでまいりたいと思います。

私が今理解しました範囲、以上でございます。

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、法務省、最後をお願いします。

初又氏 初又でございます。

野澤委員、それから、玉木委員から研修の関係のお話がございました。従前も研修には皆様に御協力いただきまして、本当に感謝しております。やはり当事者の方々から直接お話をいただいたり、アドバイスをいただくということは非常に重要だと思っております。今後ともぜひ御協力をお願いしたいと思っております。

私ども、研修は各局単位で進めているわけですが、こういう今回の法律ができたり、あるいは基本方針ができることをきっかけに、より多くの職員が共通の認識を持てるようにすることが大事だと思っております。私たちも内部でどういう方法があるか、これを考えていきたいと思っておりますので引き続き御協力のほうをよろしくお願いしたいと思います。

では、刑事手続関係、矯正関係それぞれ、あるいは更生保護の関係、お話がありましたので、まず手続関係について、刑事局のほうから御説明いたします。

佐藤氏 今の研修の補足のようになりますが、野澤先生からお話がありましたとおり、発達障害に限らず、障害をお持ちの方が刑事手続に不幸にもかかわってしまう。これは被害者の場合もあれば被疑者の場合もあるのですが、最初から障害をお持ちだと分かっている場合ばかりでは実ではなくて、途中で障害をお持ちなのではないかということが分かる場合があります。それをいかにキャッチできるかというのが、捜査に関わる者にとって大変重要だと思っております、その意味で、手続は制度というよりも、それを運用する職員の意識が大事なのではないかというのは全くおっしゃるとおりだと思います。

少しだけ紹介をさせていただきますと、現在、検事については、新任検事研修といいまして、検事に成り立ての者に対する数カ月間にわたる研修をやっていますが、そこでは必ず知的障害者の方、あるいは児童に関する取調べの留意点ですとか、あるいは精神鑑定に関する講義、これを必ず実施しております。1年目だけでは足りずにその後3年目ぐらいになりますと、検事一般研修というのをやっておりますが、そちらでもやはり精神鑑定の基礎知識あるいは国際人権関係、障害者権利条約についても再度認識をしてもらい、こういった研修をしておりますが、今後もまた皆様の御協力をいただいて、引き続き充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

花村氏 法務省矯正局の花村でございます。

私のほうから2点。まず最初に、清原委員から更生保護関係の施策についてお尋ねがありました。矯正施設との関わりというところで御紹介をさせていただきたいと思っております。

法務省と厚生労働省におきまして、障害などによって自立が困難な刑務所出所者などが、出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするために、私ども矯正施設内の社会福祉士などを活用した相談支援体制を整備しておりますところですが、こういった相談支援体制で福祉ニーズの掘り起こしを行いますとともに、保護観察所と地域生活定着支援センター、これは厚生労働省が各都道府県とともに整備をされておられますけれども、保護観察所と地域生活定着支援センターが連携をいたしまして、私ども矯正施設に入所中から

社会の福祉サービスにつなげていけるようにするために必要な調整を実施しておるところでございます。

また、出所後、直ちに福祉の支援の確保が困難な者につきましても、保護観察所におきまして指定更生保護施設への一時的な受け入れを調整していただいておりますというところの取組を御紹介させていただきます。

それから2点目でございます。辻井委員、玉木委員から、福祉的な配慮といった観点からの御質問がございました。私ども刑務所の中におきまして、もちろん再犯防止というような観点もございますし、障害を理由とする差別の解消という観点からも例えばでございますけれども、長崎刑務所など一部の刑事施設という形になりますけれども、もちろん罪と向き合わせるという教育も実施しておりますけれども、そういった受刑者の円滑な社会復帰を図っていくために、社会復帰の支援指導というものを実施しておりますところでございます。

例えば福祉施設等の職員にお越しをいただいて、社会での福祉制度に関するお話をしていただいたりですとか、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士などによります指導でございますとか、先ほどちょっとお話し申し上げました地域生活定着支援センター、こういった職員の方による特別調整の御説明といったこともプログラムとして行っているわけでございます。

こういった一部の刑事施設での福祉的なプログラムでの取組を踏まえまして、さらにこういった個別の処遇を充実させていくという姿勢に変わりはございませんので、御説明をさせていただきます。

以上でございます。

石川委員長 まだ議論が熟さない印象もありますけれども、時間がございませんので、ここまでとさせていただきます。

本日は、ヒアリングに御協力いただきましてありがとうございました。

それでは、本日予定しておりました議題は以上となります。

次回以降の日程について事務局からお願いいたします。

加藤参事官 第16回、第17回障害者政策委員会につきましては、10月20日月曜日、27日月曜日の13時30分開始を予定しております。来月も2週連続の開催ということでございますので、よろしくお願いいたします。

会場は本日と同じこの第4合同庁舎の220会議室でございます。

内容としましては、基本方針素案に関する議論を予定しております。

以上でございます。

石川委員長 これをもちまして第15回「障害者政策委員会」を終了いたします。どうもありがとうございました。